

付 属 資 料

- 1．主要面談者リスト
- 2．会議議事録
- 3．調査団作成による要請書案（先方政府提出済み）
- 4．入手資料リスト

1. 主要面談者リスト

ウクライナ

(1) 経済・欧州統合省

ベズルーチェンコ	次 官
ブロツキー (Mr. Brodsky)	国際技術協力調整局長
クチェレンコ (Ms. Kucherenko)	二国間関係部長
ウドヴィク (Mr. Udovik)	二国間関係課長

1) 企業調整局

ウラジミール・ジョブツーハ	企業調整局長
ミロスラフ・ワレニック	副局長

2) 国立市場調査・情報センター (DZI)

クリトチェンコ	
(Ms. Tamara Klitochenko)	センター長
シジャチェンコ	
(Mr. Vadym Sydyachenko)	顧 問

(2) 産業政策省

パダルコ	副大臣
ペトロフスキ (Mr. Jury Petrovskiy)	経済協力局長
ベルクニャツキ	顧 問
ゾロイエフ	顧 問

(3) 労働労働社会政策省

ソルダテンコ	次 官
	生産性センター担当部長 (氏名確認できず)
エレメンコ	ウクライナ生産性センター長 (クラマトルスクより出張参加)

(4) 農業政策省

オメリヤネンコ (Mr. Omeryanenko)	国際統合・投資政策・農業開発局長
ロシーナ (Ms. Roschina)	同副局長
スクリヤレンコ (Mr. Sklyarenko)	国際協力局主任専門家

(5) 全ウクライナ農業協同組合 (Head of Committee on Agrarian Policy and Land Relationship)

トミチ (Mr. Tomych)	理事長
バラバシュ (Mr Barabash)	農夫組合長
アナトリー (Mr. Anatoliy)	原料・技術供給担当委員

(6) 企業活動調整国家委員会

Mr. Oleksander Pinchuk	Head of International Relations Department
------------------------	--

(7) 国家公務総局

ソロコ (Mr. Soroko)	次 官
--------------------	-----

(8) キエフ工科大学

ヤキメンコ	副学長
ツィガーノク (Mr. Borys Tsyganok)	国際局長
マリユコバ (Dr. Malyukova Inna)	遠隔教育センター長
バリユイスキー (Dr. Valuisly Vyacheslav)	同センター副長

(9) 最高会議・環境委員会

Mr. Gennadiy Rudenko	Member of Parliament, Chairman of the Committee on Environmental Policy, Natural Management and Chernobyl Consequences Elimination
Dr. Valentina Pidlisnyuk	Head of Agroecology and Enviromental Protection Department
Mr. Mikhail M. Borisyuk	Chairman of Secretariat

(10) クリボイログ市

Mr. Yurii V. Liubonenko	Head of the Town
-------------------------	------------------

(11) 保健省

Moiseyinko	母子医療部門部長
Petrouk	放射線・チェルノブイリ関連局次長
Pedam Valemdina	副局長

- (12) ハリコフ州立小児病院
Zaitseua 院 長
保健部長（氏名確認できず）
- (13) WHO欧州地域事務局（EURO）
Dr. Menabde Director, Country Support
- (14) WHOリエゾン・オフィス（保健省内）
Dr. Subbotin
- (15) 放射線・医薬研究センター
Bebeshko 所 長
Borada 病院長
- (16) 住民放射能保護専門診療所
Hudj 副院長
- (17) チェルノブイリ原子力発電所出張
Anna 広報担当、技師
- (18) オフマディット国立母子病院
Marrchnko 副院長
Povoroznjuk 主任医師
- (19) Toshiba Medical Systems Ukraine
Andriy Pinchouk ジェネラルマネージャー
- (20) Representative Office of Olympus Moscow
Dovysh Oleg マネージャー、他 1 名
- (21) MPS Medical Products and Service
Sushko OLEG代表

(22) USAID

Mr. Thomas Rader

Mr. Terry Rogers

SME Dev. Specialist

Dr. Tridib Mukherjee

(23) BIZPRO (USAIDが進めるSME支援プロジェクト実施機関)

Mr. Patrick Rader

Project Director, BIZPRO

(24) Western NIS Enterprise Fund (WNISEF : USAID等のドナーが資本を出すSME投資ファンド)

Ms. Oksana Markarova

Godffrey

保健部長

(25) EU/TACIS

Mr. Michel Zayet

Project manager (SME and Enterprises)

Ms. Natalya Korchakova

Project manager (Agriculture and Regional Development)

Polyuku

マネージャー (ソーシャルセクター)

(26) IFC

Ms. Elena Volshina

Head of IFC Operations in Ukraine

Mr. Bohdan Senchuk

Policy Advisor (SME Survey and Policy Development Project)

Mr. Vladimir Ivanov

Project Manager (SME-Toolkit Project)

(27) EBRD

Mr. Viktor Marchenko

Associate Banker

(28) UNDP

Dordienko

プログラムマネージャー

日本側

在ウクライナ日本大使館

天江 喜七郎

在ウクライナ日本大使

新名 薫

二等書記官書記官

浅野 尚未

二等書記官

川西 勇夫

JICA企画調査員

モルドバ

(1) 経済省

Mr. Stefan Odagiu

Minister of Economy

Mr. Marian Lupu

Deputy Minister

Mr. Vasile Mamaliga

Deputy Minister (SME担当次官)

Mr. Sergiu Buruiana

Deputy head, Technical Cooperation Division

(2) 外務省

Ms. Dobryanskaya

局長

(3) 財務省 (Ministry of Finance : MOF)

財務省第一次官 (氏名確認できず)

(4) 世界銀行 (World Bank Moldova Country Office)

Ms. Ala Pinzari

Operations Analyst)

Ms. Maya Sandu

Economist

Mr. Sandu Ghidirim

Projects Officer (Energy/Real Estate/Water)

(5) 農業省

Mr. Valeriu Mironescu

First Vice-Minister of Agricultural Industry

Mr. Vasile Bumacov

Managing Director of 2KR project / Technical Director

Mr. Boris Cherasim

Financial Expert

Mr. Nicolai Panlenco

Financial Specialist

(6) Moldova Export Promotion Organization (MEPO)

Mr. Veaceslav Sterbet

Vice General Director

(7) Competitiveness and Productivity Center (CPC) – ARIA

Mr. Igor Fetiniuc

Vice Director of CPC

和田 巖

JICA長期専門家 (生産性向上)

(8) Franzeluta J.S.C. (製パン会社) 第4製パン会社

Director of Franzeluta Holding Compnay

Alexander Khmelnitskiy (Director, Bread Factory No. 4)、

ARIA/CPCコンサルタント1名

(9) Codru社 (元国営木製家具メーカー、現在は工業団地として分割・SME化)

Codru

工業団地ディレクター

木製家具メーカー社長

ARIA/CPC

コンサルタント

(10) ALFA Industrial Park (キシニョフの工業団地・インキュベーションセンター)

Mr. Valeriu Mascalu

General Manager ALFA

Ms. Larisa Bugaian

BISPRO

(11) 保健省

German

大臣

Domente

国際関係室長

(12) 血液センター

Vector Cojocararu

所長

(13) 国立キシニョフ病院 (職業病部門)

Vusile Botnari

教授

(14) 国立予防医学センター

Nicolae Opopol

副所長

(15) 国立母子病院

Stratrata

副院長

(16) Kishinev Municipal Hospital No. 1

Ludmila Rusu

小児科副局長

(17) Anenii-Noi病院

Alexandsu Nastas

院 長

(18) BIZPRO (USAIDが進めるSME支援プロジェクト実施機関)

Dr. John Nielson

Country Director, BIZPRO

Ms. Larisa Bugaian

Business Skills Advisor

Mr. Victor Chiriac

Financial Services Advisor

Ms. Tatiana Batushkina

Business Skills Advisor、

Ms. Sofia Shuleansky

Business Associations and Policy Reform Advisor

(19) EU/TACIS

Mr. Ivan Borisavjevic

Head of Office

(20) 世界保健機関 (WHO)

Pavel Ursu

駐在連絡官

(21) 国連児童基金 (UNICEF)

Victoria Berdaga

医 官

Lilia Jelamsky

医 官

2 . 会議議事録

ウクライナプロジェクト確認調査 会議議事録 (中小企業振興、その他)

(以下、岩瀬コンサルタントによる事前調査)

経済・欧州統合省 (表敬)

日時 : 2003年 5月12日 (月) 11 : 00 ~ 12 : 00

出席者 : プロツキー国際技術協力調整局長、クチェレンコ二国間関係部長、ウドヴィク課長
深美、岩瀬 (調査団)、川西、新名 (大使館)、通訳

入手資料 : なし

主な聴取内容 :

新名書記官から、調査団本隊に先立つコンサルタント団員の訪問・調査目的について説明したうえで、5月19日 (月) のキックオフミーティングに向けて、意見交換を行った。

- 1 . JICAによる技術協力はウクライナ及び経済・欧州統合省にとって重要である。これまでの協力を感謝するとともに今後の協力を期待したい。特に医療機材支援は重要なので今後も継続してほしい。JICA調査団の今回訪問を機に様々な分野での今後の協力を実現したい。
- 2 . (当方質問に対して) SME振興に関連してJICA調査団が訪問すべき関係部局として、経済・欧州経済統合省企業調整局 (経済省におけるSME振興担当局とのこと。ショフトュー八局長) と企業活動調整国家委員会 (SCORPE) の2つの推薦を受けた (SME振興に関して特段の具体的要請事項は出なかった)。
- 3 . 当方から、企業活動調整委員会への日本人専門家派遣やウクライナ版JETROを設立するアイデア等について水を向けたが、明確な反応はなかった。5月19日の公式協議において、できるだけ多くの具体的要望を出してもらうように当方から要請し、先方はそのつもりである旨を回答した。

USAID

日時 : 2003年 5月12日 (月) 15 : 00 ~ 16 : 00

出席者 : Mr. Thomas Rader, Mr. Terry Rogers (SME Dev. Specialist)、Dr. Tridib Mukherjee
川西、岩瀬、通訳 (調査団)

入手資料 : ・BIZPRO (USAIDが進めるSME振興プロジェクトの案内雑誌)

主な聴取内容 :

- 1 . 2002年に出した対ウクライナ援助戦略を基本としてSME振興支援を実施している。特にSMEの市場機能 (マネージメント能力) の強化に注力している。具体的にはBIZPROと称する地方におけるSME振興支援 (地方政府と地方の民間SME企業支援) を実施している。既に2年が経過しているが、今後更に3年間、継続する予定。

- 2 . BIZPROの運営はコンサルタント会社（1社）に任せており、1人の米国人コンサルタントを筆頭に約40名のウクライナ人ローカルコンサルタントがプロジェクトを進めている。32の地方都市において地方政府と民間SMEが参加するワーキンググループをつくって（毎週、土曜日に会合）、法制度・運用の改正に係る議論やトレーニング・コンサルティングを実施している。32都市を選定するにあたって約80の地方都市を訪問した。
- 3 . 今後、いくつかの地方・都市における地域経済開発計画の策定を実施することを検討しており現在、約80～90の地方都市と交渉中。ウクライナの中央政府はいろいろな問題を抱えており、支援効果を高めるには地方で具体的なプロジェクトを展開することが重要と考える。
- 4 . ウクライナの既存大学から約20校を選抜して、ビジネス・スクールとしての機能強化を図ってアントレプレナー育成（マネージメント能力強化）を行うプロジェクトを検討中。
- 5 . SMEインターネット・センター・プロジェクトによって、SMEによるクレジットへのアクセス簡略化を含めたサービス強化を図る予定。
- 6 . 農業・農業加工分野ではAgricultural Marketing Projectを実施しており、農産物の保管・保存、流通、包装またはパッケージ化、流通等のマーケティング面での生産性・効率向上に係る支援を行っている。
- 7 . 貿易・投資促進分野、特にWTO加盟に係るテーマの支援は実施していない。ウクライナは2004年WTO加盟をめざしており、この分野での支援（日本が実施）はおもしろいと思う。

Western NIS Enterprise Fund (WNISEF : USAID等のドナーが資本を出すSME投資ファンド)

日時：2003年5月12日（月）17：00～18：00

出席者：Ms. Oksana Markarova、岩瀬（調査団）

入手資料：・WNISEF（紹介雑誌）

主な聴取内容：

- 1 . 1994年にUSAIDを中心とするドナー拠出（グラント及び資本参加）により設立されたSMEを対象とする企業投資ファンド。USAIDはロシア、ルーマニア、ポーランド、中央アジア、南アフリカ等12か国で同様のファンドを設立している。
- 2 . 有望なSMEに対して資本拠出とともに、トレーニング、マーケティング支援、情報システム整備等を行ってマネージメント能力を高め、結果としてSMEの成長と高い投資ファンドとしての高い収益性確保を狙っている。これまでの内部収益率は約20%。
- 3 . スタッフ総数は30名で、3人のエグゼクティブのほか、11人の投資スペシャリストがいる。モルドバにも1名、専任要員がいる。
- 4 . 出資しているSMEのひとつにウクライナ・マイクロファイナンス銀行（Micro Finance Bank : MFB）がある。MFBは個人事業主や零細企業を主な顧客層とする金融機関で現在、15都市に

支店を開設して貸出残高は約6,000万ドルに達している。WNISEFだけでなく、EBRD、IFC等も20%ずつ出資している。零細企業向け融資の需要は膨大でまだまだ資金不足である。

5. SME振興政策については、法的整備だけでなく、その実施が適正に行われるかどうかにより大きな問題。SMEに係る民間機関としてはイハノーロフ氏（元副首相）が率いるウクライナ中小企業家同盟がある。他にウクライナ産業・企業家同盟（ULIE、キナフ代表）もあるが、こちらは大企業の組織である。

EU/TACIS

日時：2003年5月13日（火）14：00～15：00

出席者：Mr. Michel Zayet, Project manager, SME and Enterprises

Ms. Natalya Korchakova, Project manager, Agriculture and Regional Development

川西、岩瀬（調査団） 通訳

入手資料：“EU-TACIS”（CD-ROM）ほか

主な聴取内容：

1. 農業分野では、地方のSMEのリスク・マネジメント対策を進めている。天候等の変動によるリスクを軽減するための農業保険の開発・普及等である。農民向けのクレジット（与信）やWTO加盟を睨んだ農産物の品質管理のプロジェクトも実施している。TACISプロジェクトでは中期的な重点分野に基づき毎年の実施計画を決め、競争入札（EU企業向け）によって実施機関（コンサルタント会社）を選定している。20万ユーロ以内のプロジェクトは現地での決定・決済が可能。農業分野でのウクライナ側C/Pは農業政策省だが、地域開発に関しては経済・欧州統合省が所管官庁である。
2. SME振興においてはこれまで様々なプロジェクトを実施し、その成果を反映したCD-ROMを作成してウクライナの学生や企業家に配布している。SME振興に係る法律、レポートや支援機関のリスト等が網羅されたものである（ウクライナ語と英語）。JICA支援の成果が出たら、このCDに是非、入れさせてほしい。
3. SME振興に係る問題点（課題）として、(1)許認可、(2)制度改革、がある。ウクライナ官僚の給料は安く、官僚の認識と能力を向上させることは困難な課題である。一方、現在、民間SMEに対してManagement Training Programと称する研修プログラムをコンサルタント会社（ADE）を通して実施している。

IFC

日時：2003年5月13日（火）16：00～17：00

出席者：Ms. Elena Volshina (Head of IFC Operations in Ukraine)

Mr. Bohdan Senchuk (Policy Advisor, SME Survey and Policy Development Project)

Mr. Vladimir Ivanov (Project Manager, SME-Toolkit Project)、岩瀬 (調査団) 通訳

入手資料：“IFC” 関連諸資料

主な聴取内容：

- 1．IFCでは旧ソ連各国に対して積極的なTA（技術支援）を実施しており、ウクライナに対しても1992年から行っている。1998年までは国営SMEの民営化について地方政府の支援を実施し、約6,000社の民営化を実現した。
- 2．現在は政策支援（アドバイス）特に地方レベルでの支援に注力している。SMEの80%は零細の商業関係者で、地方部でコンサルティング組織を設立・運営して、これらを支援している。現在、全国11か所のコンサルティング・センターを設置してUkraine Consulting Unionを組織している。地方部でのSME支援についてはEU-TACISのプログラムと重複しないように調整している。
- 3．許認可等の制度整備・改革については毎年、SME振興に係る制度の状況について包括的な調査報告書（Survey）を出して、関係者の啓蒙・ロビーイングを進めている。今年で6回目のサーベイとなる。IFCのSME制度改革支援はロシアやベトナム等、数多くの国で経験を積んできており、偏りのない報告として大統領によっても引用されている。
- 4．SME金融の面ではリース手法の開発を進めており、ウクライナ中央銀行が興味を示している。IFCは世界80か国でリース会社の設立・運用に経験を有している。ウクライナ・マイクロ・ファイナンス銀行（MFB）に出資しているだけでなく、ファイナンスへのアクセスを知らない地方のSMEのために、「ツールキット」と称するWebサイトの開発・立ち上げ（パイロット・プロジェクト）を2001年から進めており、2003年2月に稼動開始した。毎日200件程度のアクセスがある。
- 5．ウクライナではここ2年程でSME振興に対する認識と理解が広がってきている。今週も国会でSMEに関する特別委員会（イハノーロフ委員長）が開かれ質疑が行われ、IFCもコメントする。制度改革・支援の面では、ウクライナではひとつの省庁に注力しても効果が薄く、関係諸官庁に広く声をかけて関係者を集めることが重要だ。

EBRD

日時：2003年5月14日（水）9：00～10：00

出席者：Mr. Viktor Marchenko, Associate Banker

川西、岩瀬（調査団）通訳

入手資料：“EU-TACIS”（CD-ROM）ほか

主な聴取内容：

- 1．1994年以降、NBU（ウクライナ中央銀行）を通じた12の商業銀行に対する2ステップローン（1億5,500万ドル）の実行を通して制度設計支援や審査・融資業務における能力向上を図ってきた。他ドナー（EU-TACIS、フランス、英国、ベルギー、ルクセンブルグ、スウェーデン、カナダ、フィンランド）と共同で約12の地方商業銀行に対して制度設計や審査担当者のトレーニング等のTAを実施した。
- 2．1998年からはSME及びマイクロ企業向けの2ステップローン（SME-I：1億2,200万ドル）を実施し、現在、SME-IIとして8,800万ドルの枠のうち、6商業銀行に対して3,800万ドルを消化している。今後更にSME・マイクロ企業向け融資を実行する商業銀行が2～4行、出てくると期待している。
- 3．他ドナーと協調して設立したMFB（Micro Finance Bank）に対して、株主資本、資金供給、TAの3つの分野で支援を行っている。MFBは急速に貸出残高を増やしており、MFBに対するTAや資金供給は今後も必要だと考えている。

産業政策省

日時：2003年5月14日（水）11：00～12：30

出席者：Mr. Jury Petrovskiy (Head of Department for Foreign Economic Relations)、
Mr. Olexander G. Borodynya (Deputy Chief of Department of Light Industry)、
川西、岩瀬（調査団） 通訳

入手資料：なし

主な聴取内容：

- 1．工業政策省の主管分野は鉄鋼、機械〔部品（軸受）自動車、造船を含む小から大まで〕、化学工業、軽工業、木材加工の5分野。
- 2．日本の支援に関しては4月3日付天江大使宛産業政策大臣の書簡にあるように、以下を重点分野としたい（川西企画調査員との前回ミーティングのあと、産業政策省及び企業関係者にヒアリングをしたとのこと）
 - (1) 日本での専門家研修の継続・拡大（ウクライナ人1名から2～3名に増員）、ウクライナ語での研修実施。（これまでの研修は大変役立ったとのこと）
 - (2) 日本人専門家によるウクライナでのセミナー実施：テーマとしては自動車製造、造船、軍民転換、製鉄排出ガス、品質管理・検査、ISO9000等が例。政府、及び企業関係者を対象として、ハイレベル・ミドルレベル等のレベルごとの各種セミナーを産業政策省内や日本センター等で3日～1週間程度、開催してほしい。
 - (3) 産業政策省や経済・欧州経済統合省、農業政策省、各企業にアドバイザーとしての専門家を派遣する（専門家派遣についてはC/Pの用意をはじめとする受入側実施機関の体制整

備が重要である点を当方から強調した)

(4) 投資案件(直接投資:FDI)に関する候補リストを出すので検討してほしい。

以上の聴取内容に関して、技術協力案件の対象となる具体的テーマ・産業セクター・プライオリティ等について次回会合(5月19日)までに検討してほしい旨、当方より伝えた。また、当方から協力案件事例として特定地域・特定産業の3R(Reduction, Reuse, Recycle)に係る案件形成が可能ではないかとの提案を行い、先方も興味を示した。

企業活動調整国家委員会

日時:2003年5月14日(水)14:00~15:30

出席者:Mr. Oleksander Pinchuk(Head of International Relations Department)

岩瀬(調査団)、通訳

入手資料:なし

主な聴取内容:

1. SCORPE側から以下のような認識が示された。
 - (1) SCORPEから日本への研修員(産業政策)1人を出したことは、大きなプロジェクトではないが重要であり感謝する。ただ英語での研修は困難が伴う。
 - (2) ウクライナ政府の中で「中小企業振興」の重要性の認識が高まっている。多くの新ビジネスが生まれているが、市場経済メカニズムの認識がまだ足りない。
 - (3) 具体的課題として、マーケティング概念や外部環境認識に係る企業家トレーニングの不足、(古い)設備・技術の両面に起因する技術革新の問題、操業資金を含めたファイナンスの問題、の3つがある。
2. 以上を踏まえて、今後の日本の技術支援の対象分野と成り得るSME重点課題について以下のような認識が示された。
 - (1) 新たな耕作法や新種開発(バイオ技術の利用)等を伴う農業振興。一例としてチェルノブイリ30km圏における環境にやさしい新たな生活・産業経済圏形成プロジェクト。(提案元のウクライナ科学アカデミー社会研究所を別途、訪問)
 - (2) グリーン(エコ)ツーリズムによるリゾート産業形成による地域振興。
 - (3) 皮・製靴等を含めた軽工業振興。
 - (4) 建設活動が活発なキエフ地区における小規模建設業への支援。
 - (5) 官民の連携や競争メカニズム等を含む、欧米諸国と異なる日本の企業管理経験の紹介・移転またセミナーに係る重要テーマ(日本センターでの開催も一案)としては以下のとおり。

大企業 - 中小企業連関、 先端農業、 中小企業制度・政策、及びその改革等に係る提言
3. 調査団から要請書の各種フォームを手交し、具体的な要請プロジェクト・テーマを、経済・
欧州統合省を通じて出すように要望した。

経済・欧州統合省企業調整局（経済省中小企業担当部局）

日時：2003年5月16日（金）10：00～11：30

出席者：ウラジミール・ジョブツェハ企業調整局長、ミロスラフ・ワレニック副局長、
ウドヴィク課長（国際技術協力調整局）、岩瀬（調査団）、通訳

入手資料：特になし

主な聴取内容：

1. 企業調整局側から以下のような認識が示された。

(1) BIZPROをはじめとしたUSAIDの支援プロジェクトは企業調整局の仕事に直接、役立っており、また地方の企業家組織へに支援も効果をあげている（一方、IFCはレポートを出すだけとのコメント）。しかし、支援のほしい分野は数多くある。（これに関連してJICA支援スキームについて説明を求められ、新名書記官が説明）

(2) 支援の必要な分野として、SME振興に係る情報・知識・ノウハウの紹介・移転、具体的テーマにかかわる技術移転（日本の専門家が1年程度、常駐して提言や問題解決にあたる）、全般的な中小企業政策・制度に係る継続的なレビューと提言、に分類できる。別紙に主要テーマをリストアップした（引き続き、この内容の聴取と意見交換を行った）。

2. 以上を踏まえて、今後の日本の技術支援の対象分野となり得るSME重点課題について以下のような認識が示された。

(1) 企業発展レベルを評価する方法・基準の開発（利用可能データの検証含む）

(2) 1ストップレジスター（企業の登録・認可）、1ストップ（行政）サービス等に係る地方支援

(3) （地方）行政サービスを合理化する対策の検討（提案）

(4) 中小企業へのファイナンス・サポート・メカニズムの開発

(5) クラスタ（企業集積）導入の可能性の検証

(6) 地方での中小企業振興に係る政策の評価（を行うための指標の開発）

(7) 中小企業の輸出力を高めるための対策

(8) 企業分野（産業構造？）調整に係る法律の準備に関するコンサルティング

(9) 日本の企業分野（産業構造？）調整に係る経験・ノウハウの紹介・移転

(10) 日本の専門家活動に関するサポート（を約束するという意味か？）

3. 以上を踏まえて、提案されたリストに基づき、日本側でいくつかの簡単な要請書案を作成

して調査団本隊到着後に再度、企業調整局と具体的な議論を行うことを提案し、基本的に了解を得た。また、企業調整局（キエフ）及び地方でのJICA活動の際に、プロジェクト実施機関として場所や人の提供ができるかという当方質問に対して「地方を含めて用意できる」との回答。

（以下、官団員合流後の調査）

在ウクライナ日本大使館

日時：5月19日 9：00～9：40

出席者：（大使館）天江大使、新名書記官、川西企画調査員

（調査団）黒川、宮内、高橋、水口

会議要旨：

- 1．冒頭、天江大使より、旧ソ連時代からのウクライナの動向について説明があった。
 - ・旧ソ連時代に国家が大きく発展、それだけに独立後の移行が遅れている。
 - ・米国のロシア引き離し政策としての支援 2万5,000人の学生、ビジネスマンを米国に招へい、100万人のウクライナ人が米国へ移住（ユダヤ系多し）。クリントン前大統領も2度ウクライナを訪問している。
 - ・急激な民主化により議会在強大に（野党の意見強く、連立政権） 草の根無償まで特権免除の問題
 - ・日本センターから技術協力協定の議論へ 無償も含めたい、というのがウクライナ側のスタンス。他国ドナーとも無償を含む包括的な協定結ぶ。
 - ・2002年11月に首相交代（大統領は代わらず：4年任期、2期まで、次回選挙は2004年10月31日） 税制が乱立。2003年末目処に新税法典の成立をめざす。
 - ・民営化はかなり進んでいる。
 - ・京都議定書に署名したが、批准していない。6月の環境会議にて一気に進めたい。米国の手が入る前に日本が買い取る。
 - ・無償「オフマディット国立母子病院医療機材整備」は大変評判よい。東部子供病院も素早く対応したい。モルドバの血液医療の機材は困難であるという印象
 - ・日本センターはキエフ工科大学へ。現在200㎡ぐらいの場所を同大学の負担で改修中。将来は2000㎡規模の家屋を準備したい。
 - ・川口外相が8月末から9月上旬にかけてウクライナ訪問を計画中。同訪問までに技術協力協定実現へ。
 - ・22日午後の経団連シンポジウムでは意見交換会を。岩瀬氏には先進的なベネズエラのSME

振興の経験を講演願いたい。JICAからも発言を。外交をAll Japanで。ウクライナ側から経済大臣出席。

- ・西ウクライナ経済特区を視察 最初の5年間の免税措置がある。工業団地もなく、村、という印象。先方の人間は名刺すら持ち合わせがない。経済特区整備の日本人アドバイザーの派遣も考えたい。
- ・要請書が出ない理由のひとつは、人事異動が激しいこと。しかし、プロツキー氏は前向きに。
- ・円借款案件について：ニコライエフの橋は最高会議の支持を得ており、免税の問題はすぐに解決する。クリボイログは住友のF/Sのみで、公的な調査が必要。ポリスポリ空港拡張は当初案から大きな変更があった。

2. 以上に対し、黒川団長より、これまでプロ形調査等実施するも、日本の経験が生かせる分野を絞り込めていない。この調査をきっかけに絞込みを行い、10月あたりに再度プロ形調査を出すことも検討したいと述べ、大使から、川口外相の訪問のあとというよいタイミングであるとコメントがあった。

3. 川西企画調査員より、ピャトニツキ経済・欧州統合省副大臣に具体的アイデアを出すよう依頼中であり、JETROのような機関の立ち上げ、チェルノブイリ問題などの話題も出ていると報告があった。

経済・欧州統合省

日時：5月19日 10:00～11:00

出席者：(ウクライナ側)ベズルーチェンコ次官、プロツキー局長、シダチェンコ氏、クチェレンコ二国間部長、ウドヴィク二国間課長

(日本側)天江大使、新名書記官、川西企画調査員、黒川、宮内、高橋、水口

会議要旨：

1. プロツキー局長より：ウクライナに対しては、バイでは米国、EU、中国、韓国などが援助を行っており、これまでに14億ドルをグラントで支援されている。日本の援助では医療、文化無償を重要視している。特に医療分野での援助を引き続き希望する。東部5つの子供病院は貧しい州で重要性高い。今年度中にも実現すればうれしい。併せてSME支援も重要と認識。放射線・医薬研究センターの無償案件や、日本人専門家の派遣も希望。
2. 黒川代理より：ミッションの目的、日本が今後協力を進めたい意向を伝える。これまで医療・文化の面で貢献できたと認識。今回調査では、高橋医師により更に医療分野の案件を調査するとともに、市場経済化支援をどの分野で行えるか検討したい。1週間のうちにできるだけ多くの具体的案件を協議したい。日本へは正式要請書を提出する必要があり、要請書の

作成まで共同でできればよい。

3．ベズルーチェンコ次官より：日本の税金により行われている貴重な援助に感謝。ウクライナは独立後間もないが、政治・経済の発展に努力している。しかしすべての分野を独自に発展するのは困難であり、医療・文化面では日本の力が必要。将来、技術協力プロジェクトの実施も検討したい。SME支援では次の4つの開発戦略を持っている。(1)SMEに対する情報収集・分析技術支援（特に地方部において）(2)産業クラスター（日本にノウハウがある）(3)地方政府の適切なSME管理（妨害しないように）、SME担当者教育、セミナー等(4)JETROのウクライナ版設立 経済情報センターにて（貿易・情報収集）。また、可能であれば、訪日研修員の受入れ人数を拡大してほしい。将来は帰国研修員同窓会も作りたい。研修に参加していない者にも経験を伝える。

日本センターも重要視。これまでモルドバからも多数の参加者（1,485人）。キエフだけでなく、チェルカッスイでも分校を開きたい（UNESCO後援の学校施設を活用可能）

4．天江大使より：次官の意気込み理解。西ウクライナ経済特区の印象として、より外国の例を参考とすればもっと良いものができる。JICAにもアドバイザーがいる。要望があれば派遣したい。

5．ベ次官より：日本との協力関係を今後も継続したい。しかし技術協力実施の手続きには時間を要する。国会を通す必要あり。仮に他国と結んでいるような協定が締結できれば格段に早く手続きが済む。こちらとしては政府の中央にアピールを行い、日本大使館にも協力いただいている。しかし日本政府の案は技術協力のみで、二国間協定のレベルの内容ではないと認識。無償も含む形で再考願う。

6．宮内団員より：現在検討中であり、明確な回答を示せない。問題は、双方の「技術協力」の定義が異なることにある。無償はこれまで他国においても一件ごとにE/Nを締結している。また、当初協定を開始した経緯は日本センターの移管であった。

7．ベ次官：日本の「技術協力」の定義には賛成できない。他ドナーと比べても日本の技術協力の規模は小さい。東京におけるプロツキー局長との会議ですり合わせができたと思っていたが、あまり改善されていないことに落胆。最近、トルコ、イタリアとも同様の協定を締結した。今の案では、最高会議を通すことができないので、日本センターの問題も解決困難。もっと協定の内容を包括的フレームワークとなるようにしたい。

8．大使より：協定がなくとも、限定的ながら援助は実施できる。調査団に要請を持って帰らせたい。

BIZPRO（USAIDが進めるSME支援プロジェクト実施機関）

日時：2003年5月19日（月）10：30～11：30

出席者：Mr. Patrick Rader, Project Director, BIZPRO、岩瀬（調査団）

入手資料：・BIZPRO Industry Specific Initiative (Furniture Manufacturing, Draft)

・BIZPRO Industry Specific Initiative (Food Industry, Draft)

・BIZPRO Industry Specific Initiative (Textile Industry, Draft)

主な聴取内容：

- 1．BIZPROはUSAIDが進めるSME振興プログラムの名称で、コンサルタント会社であるDAIが元請となって進めている。2000年に開始し、2003年9月までの契約だが、2年間の更新がほぼ確定している。約30名のスタッフがあり、内20名が専門家（コンサルタント）。
- 2．プログラムの3本柱は(1)政策・制度設計・運用に係る支援、(2)BDS、(3)マイクロ・ファイナンスだが、特に最初の制度設計・運用支援とBDSに注力している。
- 3．制度設計・運用支援では8つの州（Oblast）に特化（地方に特化）しており、更に4～6の州に拡大する予定。行政（サービス）の「1ストップサービス」の設立・運営や民間組織の強化・能力向上を図っている。各市長や地方の官民関係者に直接、アクセスしたうえでBIZPROコンサルタントを入れたワーキング・グループ（WG）を形成して、毎週土曜日にWG検討会を開く等して、プログラムを進めている。
- 4．BDSについては、WG活動を通して、必要に応じた起業、マーケティング、品質管理等のアドバイスを行っている。地方の民間組織・企業は、総じてあまりうまく運営されておらず、能力向上プログラム（トレーニング）やBDSに「いかに参加させるか」が課題である。
- 5．ウクライナ全体、及び各地方でどのような産業セクターとSMEが分布しているかについては正確な統計、情報が少なく、産業セクターごとの詳細調査・振興策を策定するプロジェクトをつくることも検討している（BIZPROとしてでなく、コンサルタント会社としての各ドナーに提案中）
- 6．制度設計・運用支援に係る中央政府への勧告（ロビーイング）においては大統領府、企業活動調整国家委員会（SCORPE）、国会での（SMEに関する）特別委員会（イエハヌーロフ委員長：元第一首相）等が重要な相手となる。ウクライナでは議員立法が中心である。

産業政策省

日時：5月19日 14：00～15：30

出席者：（ウクライナ側）パダルコ副大臣、ペトロフスキ経済協力局長、ベルクニャツキ氏（大臣補佐官）、ゾロイエフ氏（大臣補佐官）

（日本側）黒川、川西、宮内、水口、岩瀬

会議要旨：

- 1．パダルコ副大臣より：日本の技術協力を評価。1993年に日本の郵政省の研修を受けた。過

去に軍民転換のプロジェクトを日本に要請し、13の企業を対象を絞り検討したがうまくいかなかった。現在ウクライナの事情は変わった。ここ3年間はプラス成長。産業政策省としては以下の4つの開発戦略がある。(1)政治・経済システムの市場経済化による、工業における軍民転換。宇宙開発ではユジマシ社の米国、ロシア、ウクライナの共通プロジェクト。航空産業では当初軍用に開発されていたものを民営化へ。(2)エネルギー分野のプラント製造。自動車工場。(3)人材、設備がある重工業の発展。製鉄。ガス、ポンプステーション製造。精密機器。テレビの製造。(4)造船業。現在生産している8割は輸出品。

大統領からはWTO、EU加盟に向けた法律作りを命じられている。2004年のWTO加盟を目標に。競争力の高い製品作りは鍵となる。日本には品質管理、環境への配慮、リサイクルなどに豊富な経験があり、日本との協力を発展させたい。省下にはいくつかの分野別機関があり、日本人専門家によるセミナーなどお願いしたい。

2. 黒川団長より：ミッションの目的説明。今後協力を発展させる意向を持っているが、具体的な要請が出ていないと理解。ウクライナの産業は重工業であり、一方で公害問題、資源のリサイクル問題もある。これらは日本の得意分野。具体的な要請があれば9月にも、より専門的な調査を実施したい。

3. ペトロフスキ局長より：大臣から大使宛への書簡で、協力を実施したい分野をまとめた。具体案ではないが、日本側にも選択の余地を残したい。JICAの協力の仕組みは理解している。研修員受入れの人数の拡大、車、造船、金属分野における日本人専門家のセミナー、各省庁へのアドバイザー派遣、など希望したい。鉱山関係の担当省庁もこちらである。

4. 副大臣より：民営化は、既に8割の企業に達している。クリボイログの工場はまだ国営である。2007年までの民営化プログラムが進められている。(水口より民営化に係る個別問題に対するアドバイザーを派遣する可能性について示唆)

投資案件について、25億ドルを毎年誘致することを目標。100の投資案件プロジェクトがあるが、いまだ流動的。(川西調査員より、経団連セミナーにて投資案件のプレゼンテーションを依頼)

5. 岩瀬氏より：WTO、投資環境整備、貴省の担当か？ トップは経済・欧州統合省だが、工業分野ではこちらで管轄している。省下にいくつかのセンターがあるとのこと。具体的に、QCやマーケティングの部署はあるか？ 例：ニコライエフの造船大学校、科学アカデミー、パトンの溶接研究所、キエフ航空技術研究所など(川西調査員によれば、このように細分化された研究所のような機関が多数存在するとのこと)

6. 水口より：今年度の新規研修コースの割当、時期に関する説明。

7. 黒川団長より：今後日本からの投資の可能性を考えたい。日本企業が興味をもつには相当魅力的な環境と整えなければならない。ぜひ日本のアドバイザーにより支援したいと考える

ので、具体的な情報を求む。

キエフ工科大学 (KPI、日本センター開設予定機関)

日時：2003年5月19日(月) 16:00~18:00

出席者：Mr. ヤキメンコ(副学長)、Mr. Borys Tsyganok(国際局長)、Dr. Malyukova Inna(遠隔教育センター長)、Dr. Vyacheslav Valuisky(女性)
黒川、宮内、水口、川西、岩瀬、通訳(調査団)

入手資料：・The National Technical University of Ukraine (KPI)(大学パンフレット)
・UDLC, Ukrainian Distance Learning Center(遠隔教育センターパンフレット)

主な聴取内容：

調査団として日本センター設置スペースを視察した。改装工事が進みつつあり、1教室、1図書館、1執務スペース(合計180㎡)の改装工事が順調に進展していた。

(以下、ヤキメンコ副学長との会談)

1. 調査団側から、日本センターを(1)ビジネス・コース、(2)日本語教育、(3)文化交流の拠点として運用するつもりであるが、KPI側の要望・コメントを聞きたい旨、説明した。
2. KPIは創立105年を迎え、110の専門分野に4万3,000の学生、2,500名の教官を有する。約1,300名の外国人学生がおり、25の付属研究機関を擁している。
3. EU各国、米国をはじめとする約80の外国の大学・研究機関と協定や協力関係を有しており(ドイツのゲーテ・インスティテュートは一例)、国際的な協力に大変、熱心かつオープンに取り組んでいる。その点で、日本センターをKPIに立地することの意義は双方にとって大きい。
4. 日本センターでビジネスコースやITコースを運用することは歓迎する。SME企業家向けの日本語コース等もおもしろい。KPIとしては、日本センターで実施されるいかなるコースについても歓迎(オープン)するので、日本側ニーズで決めてもらって構わない。
5. KPIでは現在あるマーケティングやビジネスのコースを拡充してディプロマ(学位取得)コース(MBA)を開設することも検討している。日本センターで運用されるビジネス・コースでの取得単位の相互認証も可能だと思う。環境分野のトピックも興味深い。日本の文化、知的・映像文化等の紹介などを日本センターで実施することもおもしろい。
6. KPIでは現在、マーケティングや国際ビジネス等の科目を含む「Post Diplomaコース(社会人を含むが学部卒業者向コース)」を運用しており、約1,000名の学生が在籍している。これらの学生にとって日本センターでのビジネス・コースは興味あるものとする。これらのプログラムが多少、オーバーラップすることはあっても十分、棲み分け(理論面と実践面で区別等)はできると考える。
7. KPIはUDLC(後述)の基地となっており、ドネツク、ドネプロペトロフスク、オデッサを

含む最も重要な5つの工科大学を結んでいる。これらのインフラを利用して、日本センターで設計・運用されるプログラム(ソフト)を、更に地方に普及・拡大できる可能性もある。

(以下、UDLCでの面談)

8. UDLCは2000年に米国のグラントを受けて設立され、ウクライナの5つの主要工科大学を結んで、遠隔教育技術の開発・運用実験と、語学研修(フランス語等)やIT関連科目の遠隔教育(実験)を実施している。
9. KPIのセンター(UDLC本部)では約20~25台のPCとモニター、スクリーン等のビジュアル機器を有し、双方向(マルチトーク)の遠隔教育が可能である(デモを視察)。これまでに、ウクライナ語、外国語、経済、ファイナンス、IT等のマネジメント分野を含む73の遠隔(インタラクティブ)教育コースを開発し、約720名の履修者を認証した。学生への講義、質疑応答、評価などがサイバースペース上で可能である。
10. UDLCは教育分野と国際協力をつなぐ重要な「橋」と成り得る。日本センターと今後、協力して日本側ニーズの高い分野で遠隔教育プログラムの開発を行うことも可能である。UDLCのインフラはオープンであり、日本の歴史、文化、法律、日本向けウクライナ語、ウクライナ向け日本語等の教材を遠隔教育のプラットフォームに乗せることも一案である。
11. 日本側よりUDLCの整備・開発状況が想像以上に優れているとともに、その状況や日本センターとの関係のあり方を含めて日本大使館に報告する旨を伝えた。

農業政策省

日時：5月20日 11:00~12:00

出席者:(ウクライナ側)Mr. Omeryanenko, Head, Department of International Integration, Investment Policy and Agribusiness Development / Ms. Roschina, Deputy Head / Mr. Sklyarenko, Chief Specialist Directory of International Cooperation

(日本側)水口、岩瀬

会議要旨:

1. オメリヤネンコ局長より、ウクライナの農業について以下のような説明があった。
 - ・農業はソ連時代から産業の中でも大きな割合を占めてきたが、独立後農業生産は急激に落ち込み、現在もいまだ過去の生産高に達していない状況である。ソ連時代には、1年につき1人当たり1tの農業産品、乳製品8~900キロ、タマゴ300個の生産があり、ソ連全体の食料を供給してきた。例えば、塩の生産は国内需要が200万tのところ、800万tの生産があった。
 - ・現在、大麦と小麦の貿易を行っているのは米国、フランスなど10社ほどの外国企業であるが、これは歴史的に国内に貿易の経験がないためである。これからの課題としては、ウク

ライナ企業の貿易会社を作ることである。

- ・イタリアから、家畜の餌の生産から家畜の加工業まで一貫したサイクルの農業プロジェクトの提案があったが、同じ事業をイタリアでやると利益率は8%のみだが、ウクライナでは35%の利益率が見込まれる。それは人的コスト、餌を作るコスト、高品質の家畜が育つ環境などによるメリットであるとの話である。
- ・農産品の基準化が課題。また農薬の工場が独立後、操業がとまっている。
- ・4,000万tの農業総生産高のうち、1,200万tが輸出に回っている。ヒマワリの種は生産高の6割が輸出されている。

2．水口より：ミッションの目的を説明するとともに、特に農産品、農工業品の輸出に向けた品質管理、標準化、マーケティング、農産品流通の技術支援の必要性について話題を投げかけた。

3．オメリヤネンコ局長より：品質管理は同省が担当しており、近いうちにWTO加盟も希望しているが、検査局のレベルが低く、効率性が低いため、WTO加盟の課題となっている。現在、オデッサやイリチェフスクなど、大きな港町に検査所がある。ロケーションも悪く、将来は各州に検査所を開けたらよいと考えている。日本の専門家の受入れに関し、前向きに要請書を作成したい。英語で対応できるスタッフも多く存在する。

4．岩瀬氏より：加工、機械、パッケージングに関する課題はあるかと質問。製品によってそれぞれ状況は異なるが、特に野菜製品はまだ整っていない。

5．水口より：検査所を基盤として、各農産品加工企業に対する個別技術支援を実施する可能性を提案。また、今後ロシーナ副局長とメールの連絡にて要請書を作成していく旨を確認。

全ウクライナ農業協同組合

日時：5月20日 12：15～13：30

出席者：(ウクライナ側) Mr. Tomych, Head of Committee on Agrarian Policy and Land Relationship/
Mr Barabash, Executive Director, Farmers Association / Mr. Anatoliy, Committee of material
and technology supply

(日本側) 水口、岩瀬

会議要旨：

- 1．冒頭、トミチ委員長より以下のとおり説明があった。
 - ・現在、農業分野においてWTOの加盟が最大の目標となっており、加盟の準備を進めている。
 - ・産業界のなかでも一番課題が多いとされているのが農業であると認識。特にEU基準に合致した法律づくりが大きな問題であり、この点における協力が望ましい。120の関連法案を検討中である。

- ・現在の農業協同組合の問題点は、(1)標準化 (2)農業インフラ整備とクレジット (3)環境に配慮した農業技術、である。(1)と(2)は国際基準に到達する必要性がある。(3)については現在は特に農薬を使用していないので問題はないが、生産性がまだ低い。農業の多くは小規模農家であるが、彼らに対する様々な支援の必要性がある。

2. 引き続き、バラバス組合長より説明があった。

- ・問題はファイナンスとクレジットの問題である。ソ連時代、資本の40%は長期で低利(3%)のクレジットが入っていた。現在、利率は28%となり、1年が最大の返済期限となっている。現在、土地は融資の担保にはならず、個人農家には厳しい。
- ・独立後の10年間で農業構造が激変した。もともと私営農が3割、国営農が7割であったが、その数字が現在は逆である。農家としてみなせる戸数(何らかの形で農業に携わっている家)は1,100万戸である。専業農夫の数は800万人である。個人農家は現在1人当たり2haまでと制限されており、それ以上になると法人(farmer)として登録しなければならない。現在法人数は4万3,000であり、法人が持つ農地の広さは250万haである。これは1人当たり66haにあたり、5年前の倍の広さになる。農業に携わる業務形態は3種類、すなわち、法人としてのfarmer、個人農家、そして国営企業(1万3,000社)である。farmerと個人農家で農業総生産の7割を占める。個人農家はまず家庭で消費する農作物を作り、あまったものを市場に出す。
- ・品質管理の面ではEU基準に達していない。標準化の問題もソ連時代のものが残っている。環境に配慮した農業についても関心が高い。またWTO加盟の点から、農産品の認定ができるような機関が必要である。また農業技術のコンサルティングセンターも必要な組織と認識している。例えば、土壌管理の専門家を派遣してもらうことは可能か？

3. 水口より：農業技術そのものについては、土地によって適正技術が異なるため、日本の経験をウクライナに生かすことは難しい。むしろ、生産管理、品質管理の面では日本にも経験があり、比較的共通する技術であると考えられる。この点について、農業政策省において、検査所を通じた農産品加工業に対する技術支援の可能性を検討したところである。今後、同省と連携をとりつつ要請を検討してほしい。

(所感) トミチ委員長は農業系の国会議員で立法に携わっているが、農業協同組合は農工業でなく、直接の農家・農業に限定された組織という印象。農工業や加工品の品質管理は、農業政策省の所掌であると思われる。

国立市場調査・情報センター (DZI)

日時：2003年5月20日(火) 15:30~16:30

出席者：Ms. Tamara Klitochenko (Director), Mr. Vadym Sydyachenko (Advisor),

水口、岩瀬、通訳（調査団）

入手資料：・Ukrainian Market Review（雑誌：ウクライナ語・英語）

- ・Metal Monthly（雑誌）
- ・AGRO-Perspective Monthly
- ・Price Review of Ukrainian Ukrainian and World Commodity Market（雑誌）
- ・Metal-Forum of Ukraine-2003パンフレット（英語）
- ・Importers and Exporters of Ukraine 2003（CD-ROM）
- ・5月12日付JETRO宛て書簡（協力関係構築の要請）

主な聴取内容：

- 1．DZIは1996年に設立された国立の市場情報・分析センター。法的ステータスは国家機関であり経済省の管轄にある。ただし、設立当初から政府からの資金支援は一切なく、独立会計・運営（予算補助なし）をしている。
- 2．現在、約50人のスタッフがあり、総合情報部、マーケティング部、コンサルティングサービス部等の部門を有する。4種類の市場調査関連雑誌（月刊）の有料発行を中心に情報提供、マーケティング支援、コンサルティングサービスを行っている。鉄鋼、金属原材料、消費財、農業の4分野が中心である。官民の約5,000の顧客（企業）がいるが、JETROのようなメンバーシップ制（会員費の徴収）は取っていない。
- 3．最近、Importers and Exporters of Ukraine 2003というウクライナの2万7,000社の輸出入業者リストと市況情報を集めたCD-ROMを作成して販売している（EUにも少量、出した）。約1万社の財務情報も収めている。今後も定期的に更新を行い、顧客の維持・拡大を図る。
- 4．現在は情報の収集・分析に関して大企業とSMEという視点での分類・区別は行っていない。産業セクターごとの連盟リストも作成しており、今後、海外関連の情報を揃えていきたい。
〔筆者注：産業分野的に大企業向けの有効情報が中心であると見られる。ただし輸出入業者DB（CD）にはSME情報も入っていると推察される〕
- 5．JICAとはセミナー開催などで協力していきたいと考えており、DZIがその際のウクライナ側コーディネーターに成り得ると考える。また、JICA開発調査のフレームワークでセミナーが開催できるかという質問があり、可能であるが大きなマスタープラン調査のなかでの一部のプログラムという位置づけであり、DZIが頻繁に実施するセミナーとは性格が異なるものであると回答した。
- 6．（筆者所感含む）財務的に政府から独立した機関ではあるが、法的には政府機関であり、技術協力の対象機関と成り得ると考えられることから、A1フォームのサンプルを渡して、貿易・投資促進に係る専門家の派遣や本邦研修を希望する場合には経済省を通じて要請書を出すように調査団から依頼した。（なお、入手した雑誌Ukrainian Market Review 2003第4号の冒

頭にピャトニツキー経済省次官によるWTO加盟に関する記事が掲載されている)

経済省企業調整局

日時：2003年5月20日(火) 17:30~19:00

出席者：ウアラジミール・ジョブツーハ企業調整局長、ミロスラフ・ワレニック副局長(女性)
水口、岩瀬、通訳(調査団)

入手資料：産業関連データ(ウクライナ語、名称不明)

主な聴取内容：

1. 調査団側から「5月19日(月)経済省と調査団側の第1回会合で出されたSME振興関連の要望事項は、5月16日(金)の調査団コンサルタントと企業調整局との面談で出された項目の一部であるが、この意味するところはこのような分野でJICAが支援を実施する場合に、企業調整局が実質的な実施機関(部局)となると理解してよいか」につき確認したところ、「形式上・手続き上は国際協力局(プロツキー局長)が管轄するが、実質的な仕事はSME担当部局である企業調整局が実施することになる。たとえばこの分野で誰を本邦研修に送るべきかについても企業調整局が推薦する。ただし正式決定ではない」との回答を得た。
2. 調査団から「SME政策アドバイザー」(専門家派遣)、「地方部におけるSME振興策策定マスタープラン」(開発調査)の2つのプロポーザルを示し、そこに示されている内容の一部のテーマに特化して3か月以内の短期専門家を企業調整局に派遣することを提案した。
3. 企業調整局の当初コメントは「地方部におけるSME振興策策定マスタープラン調査は大変、良いアイデアで興味がある。3か月の短期専門家では短すぎて双方にメリットよりもデメリットが大きい。専門家派遣は最低6か月~1年くらいが必要だ」
4. 調査団から現状では規模が大きく長期(3か月以上)に及ぶ協力プログラムの実施は難しい状況を説明し、短期間でも次の協力につながるテーマをみつけて専門家派遣から進めることが現実的である旨を説明し、先方も基本的に了解した。ただし短期専門家でもセミナー開催等は可能かとの質問があり、限定的ではあるが可能である旨を伝えた。
5. 短期専門家を企業調整局に派遣する場合に、英語でコミュニケーションできるC/Pを用意できるかを質問したところ、「かなり厳しい」との返答。調査団としては技術移転効果を高めるためには是非、英語でのコミュニケーション可能なC/Pを用意するよう要望した。企業調整局側はいろいろな実務的な問題は出てくるだろうとのコメントを行い、調査団側が双方にとって効果的な働きやすい環境をつくっていく姿勢が大事である旨を伝えた。
6. 短期専門家を企業調整局に派遣する場合に、「特定地方の特定産業セクター」に特化した調査・分析・提言を実施することが現実的アプローチであり、そのためにはSME振興に関連してウクライナ側が考える重要な地域・産業セクターを特定してほしい旨を要望したが、その

場合には短期専門家に対する地方（政府）の協力も必要となることから、地域と産業セクターの特定には時間がかかるとの回答。ウクライナ側が要望を出す段階で具体的に回答したいとのこと。調査団からは専門家の分野を絞るためにも地域と重要産業セクターに係る情報は重要なので、SITCコード2桁（できればもっと細かい）の産業分類に基づく情報を要望時に提供するように要望した。

7. 産業戦略、SME戦略、地方の産業構造に係る経済省の情報・ペーパーがないかとの調査団質問に対して、経済省では過去2年間、地域別の分析を行っているとの回答だったが、どの程度のメッシュ・精度でデータ収集・分析が行われているかは不明。地方に関する限定的な情報（パンフレット等）は提供できるので5月23日（金）の経済省での会合時に提出すること。

国家環境委員会

日時：5月20日 10:00

出席者：黒川、宮内、川西、通訳

1. Mr. Gennadiy Rudenko, Member of Parliament, Chairman of the Committee on Environmental Policy, Natural Management and Chornobyl Consequences Elimination
2. Dr. Valentina Pidlisnyuk, Head of Agroecology and Environmental Protection Department
(English: 英語での対応可能)
3. Mr. Mikhail M. Borisyuk, Chairman of Secretariat

場所：国家環境委員会 Chovkovichna Str. 4, Kyiv 01018, Ukraine

当方：当方より本調査団の来訪目的を説明のうえ、国家環境委員会としてどのような分野に問題意識を有するか、また日本側に対しどのような支援が可能か、質問したところ以下の回答あり。

先方：国家環境委員会は、社会団体と議会の関係を作る。官僚は責任を他人に押し付け働こうとしない。当委員会には地域からの代表が参加しており、ビジネスにも関心を有し、法律案を作る機能もある。

日本側で希望があれば、この委員会が企業住民のための代表者を集めることができる。

日本の環境技術の導入には大変関心があり、特に、

水質汚染の深刻な問題、

火力発電所の大気汚染、

公害対策装置

に関心がある。

ウクライナの国会には、国家環境委員会のほかに水産業、建設などもあり、それぞれ各委員会

が法律を作っている。クリボイロフでは、人為的な自然破壊が起きている。スウェーデン、米国、フランスなどからも設備は入っているが、全体的な（環境管理）プログラムはない。（必要であれば、）情報をそろえて（日本側に）提出したい。

なお、Dr. Valentina Pidlisnyukは英語が堪能でE-mailによる情報のやりとりも可能なので、日本側の専門家派遣の要請内容（A1フォームの案など）を今後必要に応じて情報を共有することとした。

クリボイロフ出張

日時：5月21日（水）

出張者：黒川、宮内、川西

面談先：クリボイロフ市市長、副市长（Mr. Yuri V. Liubonenko, Head of the Town.）ほか

概要：全般に設備が老朽化し管理状況は良くない。処理システム全体の見直しやモニタリング体制、法体系が十分機能し得るのか等も含め、可能であれば本邦研修で管理能力を高めながら、2～3年の開発調査を実施することが望ましい。

1. 訪問先

(1) Central Aeration Station中央浄水場

処理量は、45万 m^3 /日、面積182haの広大な敷地を有する。

設備は全般に老朽化が激しく、部分的に改修工事を実施中。生活廃水、産業廃水を併せて処理しているが、重金属を除去できない問題を抱えている。維持管理能力にも疑問あり。

(2) Radushany Chlorine Storage塩素貯蔵庫

現行法では屋外に設置できないタンクを屋外に置いているが、事故があった場合は無風状態で半径40kmに重大な影響を及ぼす危険があり、早急な対策が必要とのこと。市内の浄水に必要な約1か月分を保管しており、タンク置き場を新設途中で資金不足で建設が止まっている。

(3) JSC Krivoy Rog Mining Machinery Plant鉍山用機械製作工場

鉍山の採鉍、選鉍などに使う機器の製造及びクロム、亜鉛、銅などのメッキを行っている民営化した工場。特にメッキ工程からの廃液はまったく処理されずに河川に垂れ流し。今後は工場内で処理したい意向。

(4) Southern Aeration Station南浄水場

1951年建設、1971年、1998年に一部改修。全般にかなり老朽化。

浄化処理は、37万 m^3 /日で、半分は生活廃水。

(5) JSC Nadezhdaイースト菌プラントの廃水処理プラント

現行の設備は、鉍廃水、生活廃水と合わせて処理されている。今後は、鉍廃水とイース

ト菌プラントの廃水は分離し別々に処理する予定。

(6) テーリングダム（南浄水場付近）

鉄鉱石はあと50～60年採掘が可能だが、ここのダムはあと6～8年で満杯となる見込みダムの代替地があるか要調査。堆積した重金属を含む砂が風で舞い上がっているが、付近に住宅がないためあまり問題としていない。

2. 問題点の概要

(1) 現行の廃水処理システムは計画経済下で設計された集中廃水処理システムで、市場経済に合致した形にシステム全体を見直す必要がある。

個々の汚染源は垂れ流しで、産業廃水と生活廃水も混合処理。このため重金属の処理、回収がなされていない。このため、今後浄水場の設置場所、役割分担、下水道網のあり方なども検討が必要と思われる。

(2) 現行の廃水規制は、ペナルティを支払えば許容されるという規制としては初歩的なもので、逆に汚染源当事者の問題意識を低下させ、市にその責任を押し付けている傾向が見受けられる。

3. JICAとしての今後の対応（案）

特に鉱廃水処理（選鉱／採鉱）については、我が国に優秀な技術とコンサルタントがいるので、可能であれば10月にも短期専門家を派遣し、以下の追加調査を行うことを検討したい。

（開発調査の要否はこの結果を待って再検討）

- (1) クリボイロフ市全体の廃水処理システムが市場経済化に合致したもののか。
- (2) 環境規制で汚染源対策がペナルティー支払い義務以外でどのように計画されているか。
- (3) 現行の電気代のかかる処理方法に代え、嫌気性の菌を使った処理方法等の検討
- (4) 鉱廃水中の重金属サンプル調査、尾鉱中の重金属の分析など

労働社会政策省

日時：2003年5月21日（水）11：00～12：30

出席者：ソルダテンコ次官、生産性センター担当部長（省内）

エレメンコ生産性センター所長（クラマトルスクより出張）

水口、岩瀬、通訳（調査団）

入手資料：なし

主な聴取内容

1. 冒頭、次官が以下、コメント。「生産性センターへの専門家派遣は大変、役立っており、支援に感謝する。専門家の移転技術をパンフレット化して配布するなど成果の普及を行った。生産性向上や職員の意識・態度に係る問題に係る交流プログラムが更に続くことを期待する」

2. これに対して水口団員から以下、コメントした。「今後、ウクライナ支援を拡大する方向にあり、専門家派遣や研修員受入れの拡大を検討したい。労働社会政策省との関係は端緒についたばかりであり、現状と課題、今後の支援ニーズ等について率直に意見交換したい。なお、2003年11月に生産性向上研修を実施するので、同省関係者の参加を希望する」なお、11月の研修について、同省側より「優秀なスタッフの派遣を是非、検討する」旨の発言があり、調査団から経済・欧州統合省と緊密な連絡を取るよう要望し、了解を得た。
3. 労働社会政策省は5年前に労働省と社会政策省が統合して発足。この内、労働政策に係る分野では、労働の内容と生産性、給与政策、労働環境モニタリング、人材育成、労働基準監督等の面における法的整備・施行・管理を行っている。
4. 「生産性」に関しては、これに係る政策を整備することが仕事。ウクライナにおける「生産性センター」はクラマトルスク1か所のみであり、必ずしも十分でない。
5. 生産性センターの概要は以下のとおり（エレメンコ所長の説明）
- (1) 30年の歴史があり、1992年に現在の名称・組織で運営。
 - (2) 主要業務は(1)生産性政策・向上に係る研究（コンサルティング含む）、(2)専門家職務分類、(3)労働組織・基準の研究・設定
 - (3) 職員数は約70で、40人が研究・コンサルティング・スタッフ（10名の生産性専門家を含む）、15名が職務分類、15名が労働基準に係る職員である。
 - (4) 生産性に係る10名のスタッフ数は多いとはいえ、今後、スタッフの質と数の向上に係る5年程度のJICAプログラムを開始できれば嬉しい。経済状況や生産性意識の向上などでプログラムを開始する良いタイミングだと考える。
 - (5) 予算的には完全に自立しており、収入（受注プロジェクト）の約80%が民間、約20%が政府（労働社会政策省）。一部、雑誌発行やパンフレット、セミナー運営による収入もある。2003～2009年の政府研究プロジェクト計画を既にもらっている。
 - (6) 顧客はウクライナ中央銀行（NBU）、機械製造、チェルノブイリ原発の石棺プロジェクト、化学、ホテルサービス、動物園等、様々。他の民間コンサルやBDS機関と競争関係にあるともいえるが生産性関係ではトップ機関である。
 - (7) （当方からの質問に対して）生産性運動に係る「トレーナーズ・トレーニング」の実施はあまり考えていない。センター自身の活動として各地にセンターを設置して各企業の支援を直接、やっていきたい。（これに関して、労働社会政策省は、「省としてはこれを考えたいが、生産性センターは独立機関で命令できない」との発言）
 - (8) SME支援については、SMEの人材育成が必要との声は強いが、積極的な支援はないのが現状。生産性センターや民間コンサル会社によるトレーニングを受けているところもあるが、多くはない。SMEはコスト的に多くは負担できず、皆がクラマトルスクに行くことも

ない。中規模企業は生産性向上トレーニング・プログラムに大きな興味をもっており、既存プログラムに積極的に参加している。

6. 水口団員から、2004年プロジェクトに関して2003年夏にプログラム募集を行うので、必要に応じて要請書を提出するように要望し、要請書用紙を渡した。

国家公務総局 (General Department of State Service)

日時：5月21日 15:30～16:50

出席者：(ウクライナ側) Mr. Soroko次官

(日本側) 水口

会議要旨：

1. ソロコ次官より：JICAの研修員受入れについては他省庁から派遣した研修員の情報を集めているので、内容を知っている。感謝したい。
2. 水口より：日本の人事院総裁に国家公務総局レリコフ総裁から、双方よりミッションを派遣しあい技術交流を図りたいとする提案があったことに対して、日本の人事院からの回答文書（日本から政府ミッションをすぐに派遣することは財政上困難。とりいそぎJICAの中央アジア特設「人事管理研修」に1名の研修員を受け入れることで対応したい内容）及び提供資料を手交。人事院と国家公務総局の架け橋として、今後実務者レベルの技術交流を広げる可能性を検討したい。具体的にはウクライナ特設の人事管理研修とその直後に専門家派遣を組み合わせる形を想定。人事院にもある程度の了解を得ている。また「ルーマニア経済改革努力支援」「上級人事管理セミナー」のGIをサンプルとして研修項目の具体的な要請を検討してほしい。（要請書サンプルをフロッピーにて手交）
3. ソロコ次官より：国家公務総局は1994年に設立。当時の公務員はソ連時代に育成された人材で、現在のウクライナの状況にふさわしくない。公務員の合理化が必要である。1998年、公務員制度の改善を大統領決裁により行い、それが現在の制度の基礎となっているが、いまだ十分な制度でない。ウクライナとしては国際的な経験を取り入れたい。（EU化を進める一環として）2002年の公務制度改善計画ではポーランド、フランス、ベルギー、イタリア等の経験を取り入れ、更なる急成長を遂げた国の経験を学びたい。2002年末に世銀の公務員制度調査が実施され、来月にも調査結果が発表される（ネットでも公開）。国連でも公務員制度に注目が置かれ、加盟国で相互の経験を討議する会議にもウクライナから参加した。日本の公務員制度にも関心が高く、研修員の受入れに感謝したい。

ウクライナの課題は、法的環境、倫理、適正な給与制度、地方公務員育成、である。国家公務員の数22万7,000人で人口の0.47%。国家公務員は88機関において働いており、それら機関は更に地方事務所ももつ。また、地方政府では州政府があり（24州、2市、クリ

ミア自治区、合計27地域) Municipalityは506か所(7万7,000人が勤務)存在する。

公務員育成機関として大統領直轄の国家公務員アカデミーがあり、地方にも4つの支局をもっている(オデッサ、ハリコフ、ドニプロペトロフスク、ほか)。これまでに5万2,000の卒業生があり、そのうち修士号を取得したのは6,500人のみ。公務員で国際経験を有するものは0.5%のみであり、地方自治制度を学んだものもごく限られている。現在の改革の速度では、EU加盟に間に合わず、早急に制度を普及させる必要があるため、日本で遠隔教育による普及等を行っていたら学びたい。EU加盟の基準としては、来月発表される世銀の調査報告がひとつの指標となる。

国家公務員、地方公務員の区別は2001年までなかったが、それ以後、基本的に政策は国家公務員、実施は地方公務員と分けようとしている。Decentralizationを実施することが課題である。

各省庁とのかかわり方としては、国家公務総局は他の省庁と異なり、特殊行政機関と位置づけられ、同局で策定した法律が各省庁で適用されることになる。直接の公務員管理ではなく、その環境づくりといえる。同局は政治への参加はしない。

現在660の公務員法がある。現在は大統領の権力を分散させるため内閣へ権限移行し、大統領は法務、国防など国家の重要事項にのみ権力を限定させることを検討している。

経済・欧州統合省(報告)

日時：2003年5月23日(金)9:15~10:00

出席者：Mr. Brodsky国際技術協力調整局長、Ms. Kucherenko二国間協力部長、Ms. Genchenko課長、
Mr. Rodin (Senior Specialist)、Mr. Udovik課長

天江大使、新名、川西(大使館)、黒川、宮内、水口、岩瀬(調査団)

会議要旨：

1. 黒川団長より、今回の調査の結果、以下の分野で日本の技術が貢献できると報告した。
 - (1) 中小企業振興(生産性普及制度促進、経済特区アドバイザー、特定地域・産品中小企業政策、DZIを通じた貿易促進支援) 要請書のモデルを提出
 - (2) 公務員人事管理研修 要請書のモデルを提出
 - (3) 鉱業分野(クリボイログ)における協力〔鉱業振興研修(GI案を提出)、専門家派遣〕
 - (4) 保健医療(無償資金協力に加えて、短期専門家による技術支援の必要性)
 - (5) 日本センター(ビジネスコース、日本語の遠隔教育、等)
2. 先方、プロツキー局長より報告に対する感謝の意を表すとともに、今回提案された5分野について経済省としても協力したい旨述べた。経済省側からも3件の専門家要請書が日本側に手交された。また、技術協力協定について、無償資金協力も含めた形で再考願いたいと改

めて発言があった。これに対し、宮内団員より、これまでにない要望を受け、お待たせしているが、今後も技術協力協定を進めていく日本側の意向に変わりがないことを伝えた。

3．天江大使より、8月末から9月にかけて川口外務大臣のウクライナ訪問を準備していることを経済省側に伝えた。また、ウクライナ最高議会議長の訪日に言及し、現在二国間関係は活発化しつつあり、来月にも技術協力協定の交渉を加速させたい旨を述べた。また、たとえ協定がない状態においても可能な協力を実施したい旨を併せて述べた。

以上

ウクライナプロジェクト確認調査 会議議事録（保健医療分野）

在ウクライナ日本大使館

日時：5月12日（月）9：30

出席者：大使館側 天江大使、新名書記官、川西企画調査員

JICA側 岩瀬、深美各団員

主な聴取内容：

保健医療に関して大使より以下のコメントがあった。

- 1．無償案件であった「オフマディット国立母子病院医療機材整備計画」がウクライナ側より感謝されており、次の案件も順調にいけばよい。
- 2．モルドバの「国立輸血センター医療機材整備計画」をなんとか無償案件として実現できればよい。

経済・欧州統合省

日時：5月12日（月）11：00

出席者：相手先 BRODSKYI国際技術協力調整局長、ほか3名

調査団 新名、川西、岩瀬、深美、通訳

主な聴取内容：

調査団側より今回の調査の目的を説明した。保健医療に関しては現在ウクライナ側より3つの無償医療案件が要請されていること話した。ウクライナ側よりは既に実施された「オフマディット国立母子病院医療機材整備計画」の案件を感謝され、また今後は無償医療案件、文化無償に興味ある旨をいわれた。

保健省

日時：5月12日（月）14：00

出席者：相手先 MOISEYINKO母子医療部門部長、ほか1名

調査団 新名、深美、通訳

主な聴取内容：

保健省側としては今回の「東部子供病院医療機材整備計画」が実施されることを望んでいる。案件の対象地域である東部の各州は面積も広くウクライナの工業地域でもあるが、近年多くの工場が倒産、閉鎖されていて財政的に疲弊している。ウクライナの中央、西部地域は、特に豊かでもないが、保健医療に関してはドナー（カナダ、フランス、ポーランド、米国等）からの援助を東部地域より多く受けている。

現在の保健省の課題としては、

- 1) 医療保険制度の導入を早く行いたい。
- 2) 医療行為の標準化を図るべくその草案を今年12月までに作成する予定。
- 3) 総合病院と専門病院をはっきり区別し、医療サービスの効率化を進めたい。

USAID

日時：5月12日（月）16：00

出席者：相手側 GODFFREY保健部長、ほか1名

調査団 深美、通訳

主な聴取内容：

1．1992年より保健医療プログラムを行っている。

(1) 「Hospital Partnership Program」

病院どうしの技術協力、研修員の受入れ、医療技術本の翻訳など

(2) 「PHC Partnership Project」

(3) 「Health Care Reform」

予算に合わせての医療サービスの効率化

(4) 「AIDS 対策」

5年前まで約1,000人であったのが今は約4万7,000人になった。

主に麻薬中毒患者、売春婦など

(5) 「結核対策」

50 / 1万人が70～90 / 1万人になっている。

WHO方式であるDOTS (Direct of Treatment Short-course) 採用。

(6) 「Maternal and Infant Health Care Program」を始めたばかり。

2．USAIDからみた保健医療分野の問題点

(1) 財政的なマネジメントができておらず効率的なお金の使い方をしていない。

(2) 予防プログラムに関心が薄い

UNDP

日時：5月13日（火）9：30

出席者：相手側 DORDIENKOプログラムマネージャー

調査団 深美、通訳

主な聴取内容：

UNDPでは保健医療分野では「HIV/AIDS」対策だけを行っている。

AIDS対策プログラム

1) Leadership for Results

委員会を作って強力なリーダーシップをもってAIDS対策をとる。

米国のコンサルタントを雇用しリーダーシップがとれる研修をしたり、マスコミと協力してAIDS対策を宣伝する。

2) Applied Human Right

麻薬中毒患者を対象にした教育

売春婦を対象にしたAIDS教育

HIV感染者に対する教育

3) Health Life Style for Youth

若いインストラクター(12~18歳)を養成し、同年代の若者に対しAIDS教育を行う。AIDSだけでなく、性(SEX)、飲酒、タバコ、売春等の教育も行う。

EU/TACIS

日時：5月13日(火)12:00

出席者：相手先 POLYUKUマネージャー(ソーシャルセクター)

調査団 深美、通訳

主な聴取内容：

1. PHCのプロジェクト(350万ユーロ)を行っている。

2. 対策のプロジェクト(200万ユーロ)を行っている。

予防活動としてX線撮影では初期診断は無理でありDOTS方式を採用。

15の検査施設に機材供与。

3. IDS/HIV対策

4. 他のドナー(WHO、UNDP)と協調してAIDS、結核プログラムを行っている。

PHC、1次レベルの保健セクターを中心に行っており、日本側が2次レベルの小児病院に機材供与することはわれわれにとってもありがたい。

日時：5月13日(火)

移動：キエフ14:00出発 - ハリコフ20:30到着

ハリコフ州立小児病院

日時：5月14日(水)10:00

出席者：相手先 ZAITSEUA院長、州の保健部長

調査団 深美、通訳

午前 要請書の資料を基に最新の病院の概要、活動の聞き取り調査を行う。

午後 各部門の既存機材の調査。

WHO欧州地域事務局 (EURO)

日時：5月15日(木)14:00

出席者：相手先 Dr. MENABDE (Director, Country Support)

調査団 高橋

主な聴取内容：

調査団より、保健医療分野におけるウクライナ・モルドバへの日本の協力を簡単に説明し、今回の調査目的を話した上で、WHOとしての両国への取り組みと留意点について、説明と助言を仰いだ。

CIS諸国のなかで、両国は相対的に保健政策が十分発達していない。特に予防医学への理解と実践が欠けているため、WHOはPHCを主体として、すべての人々に保健サービスが行き届くような仕組みづくりを推進している。特にモルドバでは、保健省内で新しい保健政策を立案できるような人材が見当たらない。WHOとして政策立案を支援することも重要と考えている。CIS諸国でのJICAの活動ぶりは、よく見かけている。各ドナーはそれぞれの立場があり、JICAの判断の下で実施される保健活動は意義があろう。JICAのプロジェクトで、今日までWHOと利害が反するようなものはない。チェルノブイル原発事故の犠牲者への支援は、国連機関の合同調査によれば、今日でも優先度が高い問題である。各プロジェクトからの少ない資材をうまく統合して、よりインパクトの大きい成果を出せば良いと思う。その点で、両国のWHO連絡事務所や世銀事務所を訪問して、各ドナーの最近の活動を理解されてから、新たな活動を具現化するのが賢明かも知れない。その際には、訪問日時を喜んでアレンジしたい。今後の進捗を電子メールなどで御連絡頂ければ有り難く、お願い申し上げます。

ハリコフ州立小児病院

日時：5月15日(木)10:00

出席者：相手先 ZAITSEUA院長

調査団 深美、通訳

午前 各部門の既存機材の調査

午後 各部門のチーフに要請機材に関する聞き取り調査。

主な聴取内容：

ハリコフ州立小児病院での調査概要(詳細は報告書にて)

病院は1976年に設立され0～18歳までの患者を受け入れている州のトップの小児病院であり患者の7割位は救急患者である。建物は大きく分けて3棟からなっており、0～5歳の棟、6～18歳の棟、及びポリクリニック（外来患者用）の棟がある。

各部門のすべての既存機材を調査したが、NICU（新生児集中治療室）の機材以外は非常に古く20～30年経って老朽化した機材も多い。しかしながら、ほとんどの機材は稼動しており修理等を繰り返しながら使用しているようである。また既存機材のなかには米国の軍隊で使用していた中古（15年以上）機材が数多く供与されている。NICUの機材は、ほとんどが最近のもので日本製のものもある。

今回の要請機材に関しては、大部分必要性は認められるものの、各部門のチーフは要請機材内容を知らないようであった。機材の維持管理に関しては、専門の技術者はいなく機材が故障した場合には外部の技術者若しくはエージェントに依頼している。また消耗品、試薬等が必要とする機材は、記録紙など安い消耗品は買っているが、ラボ（検査室）で使用する機材のなかでは値段の高い試薬、電極等を必要するものがあるが、このような機材（例えば血液ガス分析装置）は使用していなく、病院側は高いから買えないと言っている。

新規機材としてCTスキャナーを要請しているが、担当する医師もいなく据付場所も決まっていない。現在CTを必要と判断された患者は市の総合病院に依頼している。

現時点での提言としては、案件の必要性は認められるが要請機材をもう少し現状に即したものにすることと、維持管理費がかかる機材に関しては、病院側の予算等のマネジメントがしっかり取られない限り不安がある。

日時：5月16日（金）

移動：ハリコフ9：30出発～キエフ16：30到着

WHOリエゾン・オフィス（保健省内）

日時：5月17日（土）10：00

出席者：相手先 Dr. SUBBOTIN

調査団 高橋、深美

主な聴取内容：

基本的には、保健省の保健医療政策のアドバイザーを行っている。

HIV、TB（結核）対策を含めた、PHC改善のための活動を主としている。ウクライナでは治療医学から予防医学への政策転換が十分に行われておらず、幅のある保健政策を立案し、新しい保健システムを構築することがWHOに求められている。

この背景には、今日までウクライナ憲法の規定により、病院ネットワークの縮小化が許され

ていない問題がある。例えば医療施設の民営化については、法的に許されていない。医療施設数を減少させる法律はなく、ベッド数や職員数についての規定は不明確で、政府としてもこの問題に取り組む意志は弱い。警察病院、鉄道病院等など、保健省直轄の病院と並列する医療施設の問題には、より強い改革イニシアティブが求められている。医師の月給は60～70米ドル程度で、2000年ころまでは遅配もあった。そのため、(医療費は原則無料とはいいながら)患者から賄賂を受け取る状況がいまだに変わらない。

大元の原因は、ウクライナには国家的な保健戦略が欠如していることである。すなわち、国家の人材や資材をどう強化し、国家戦略を確立し、成果主義の評価に変容させていくかが指針として打ち出されていない。このような保健システム改革の停滞の背景のひとつに、保健省自体の人材管理に問題がある。(面談者は)1994年から9年間WHO連絡事務所に勤務しているが、その間に大臣は10回代わり、高官も頻繁に更迭された。そのため、保健省自体の業務使命が不明確となり、日々の業務に取り組むだけの役所となってしまった。WHOとしては同国への支援について、まず戦略ペーパーを作成しているところである。

現在、WHOが取り組んでいる活動は3つあり、1)科学的な根拠に基づいた省庁の管轄を超えた保健政策の立案支援、2)保健アクセスを改善するための、PHCに基づいた保健インフラ開発(相対的に2次・3次医療施設が多すぎるため、財源配分の再構築化が必要)、3)医薬品に関する政策の立案(2004年から実施予定で準備中)がそれらである。PHC政策のなかでも、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、HIV/AIDSとSTI(性感染症)対策、それに青少年への保健プログラム(安全なセックスや社会活動についての教育)は主要な位置を占めている。また保健システムの再構築に当たって、病院運営を効率的で有効なものにし、ヘルスケア・テクノロジーを導入することが必要である。そういう点でJICAが想定しているプロジェクトはWHOの意向に添うものと思われ、WHOと共同でひとつの見本となるパイロット・プロジェクトになれば良いと考える。

保健省

日時：5月19日(月)14:30

出席者：相手先 MOISEYINKO母子医療部門部長、PETROUK放射線・チェルノブイリ

関連局次長

調査団 高橋、深美、通訳

会議要旨：

ハリコフ病院での調査を報告し、ほとんどの機材は古く更新の必要性は認められるが、要請機材リスト及び機材の維持管理に多少問題あるので改善が必要ではという旨を部長に伝えた。レファラルシステムとして、ハリコフ病院で診断するのが困難な患者はオフマディト国立母子

病院に送ることになっているとのこと。

草案中の医療保険制度の概要は0～18歳、周産期の患者は無料、企業に勤めている人には、企業より徴収、個人の場合は、収入によって決められる。将来的にどのような結果になるかわからないが、保険制度をやるしかない。民間の保険は自由に民間がやればよく政府との関連はもたない。

放射線・医薬研究センターはウクライナ医学アカデミーに所属し、これは独立機関ではあるが保健省も予算を出しており、アドバイザーを行っている。

チェルノブイリ関連では被災者をみる施設は放射線・医薬研究センターだけではなく、従って他のいくつかの施設をみて、包括的かつ長期にわたって被災者をケアしていけるような案件がよいのではないかと考える。

放射線・医薬研究センター

日時：5月20日（火）10：00

出席者：相手先 BEBESHKO所長、BORADAI病院長、ほか5名

調査団 高橋、深美、通訳

主な聴取内容：

ウクライナ医学アカデミーは以前保健省に属していたが、現在は35の医学、生物学の研究施設をもつ独立した組織である。放射線・医薬研究センターはその傘下にある研究施設のひとつであり、予算は医学アカデミー、部分的に非常事態省から受けている。施設は大きく分けて臨床部門（付属病院）、疫学部門、実験放射線学部門に分かれている。広島大学と長崎大学とは長らく研究交流があり、今月末には長崎大学から研究者が訪問予定。

患者の9割はチェルノブイリの被災者で、その対象者は4万5,000人である。内訳は1)事故処理作業員、2)3km以内の避難民、3)汚染地域（ゾーン3・4）居住者で、1992年より2年に1回の間隔で健診を実施している。主な検査項目は、血算・生化学、免疫グロブリン値、凝固能、 T_3 ・ T_4 値、それに尿検査である。

また、この施設を利用する患者及び入院患者のカルテは、コンピューターによりデータベース化されている。

入院患者の95%がチェルノブイリの被災者で、施設付属のポリクリニック（外来）または他の地方のポリクリニックで診断を受け、当施設に入院（534床あり）する。診療科は血液病科、放射線科、心臓血管科、内分泌科、内分泌外科、それに蘇生科に分かれ、医師350名、ナース280名を含む合計1,800名が勤務するチェルノブイリ被災者の最大医療研究機関である。

案件の要請理由は既存機材の老朽化が進み、新しい機材に更新したいということであるが、X線室、手術室等の機材を少し見た限りでは、大体10年位経っているが特別に老朽化した機材

は見当たらなかった。1995年の援助で島津製作所の超音波診断装置が入っている。

機材に関しては、14日（金）にもう一度見ることになっている。

病院の機材概要の詳細資料は、後日もらうことになっている。

住民放射能保護専門診療所

日時：5月20日（火）15：00

出席者：相手先 HUDJ副院長、院長KURILENKOは不在

調査団 高橋、深美、通訳

主な聴取内容：

施設はチェルノブイリ事故の被災者のために1986年8月設立された。

ポリクリニックは大人、子どもとも診察するが入院は子ども（3～15歳）だけで130床ある。

1986年から現在までの外来患者数は大人、子どもともに約6万人であり入院患者数は延べ約2万1,000人である。患者は全土より来ており、チェルノブイリの 1)避難民、2)汚染地域の住民、3)被爆者の2世である。施設の人員は医師64名、看護師90名、介護士56名、その他を含め304名である。この施設で診るのが困難で、放射線・医薬研究センターに送るケースが年間10人程度である。全国に同様の施設が8つある。

大体の機材を見たが古く、施設自体も老朽化しているものが多いが、機材はほとんど稼動している。X線装置はあるが故障して5年前より使用していない。被爆者にこれ以上放射線を照射したくない、という意向もあるという。不眠、夜尿、頭痛などの不定愁訴には、電気を利用した理学療法を実施している。

施設側の話だと2年前に日本大使と話があり、400万ドル相当の機材供与をしてもらえる可能性があること、10人位の患者を日本に送って診てもらえることもある、と言われたそうである。

チェルノブイリ原子力発電所出張

日時：5月21日（水）9：00～15：00

出席者：相手先 ANNA広報担当、技師、ほか1名

調査団 高橋、小林、深美

主な聴取内容：

チェルノブイリ原子力発電所の視察

発電所は1976年に運転を開始し1986年に4号炉の事故が起きた。現在原子炉（1号～3号）はすべて止まっているが、従業員は約4,000人おり4号炉の石棺の上にドーム型の新たな防御壁を作るときのための研修を受けている。また現在ある燃料棒の取り出し、保管の作業も行っている。原子炉の回りは、現在1時間当たり2mmレントゲン放射能が出ている。原子炉4号炉の

近くに見学棟あり、そこから4号炉を見ながら事故当時のビデオ及び状況の説明をうけた。町も見学したが、草木が生い茂りゴーストタウンになっている。

オフマディット小児専門病院

5月22日(木)10:00

出席者：相手先：MARRCHNKO副院長、POVOROZNIJUK主任医師

調査団：黒川、宮内、水口、高橋、深美、通訳

主な聴取内容：

オフマディット国立母子病院視察

当病院は5年前と2年前に無償資金協力により医療機材供与が実施されており、現在はウクライナ国の小児病院のトップとして医療活動を行っている。26の診療科があり、病床数は600床(内科系330床、外科系270床) 医師240名、入院患者1万6,000人(年間) 手術件数7,000件(年間) 規模の病院である。教育機関として医師、ナースを教育し、チェルノブイル被災者の治療にも当たっている。

病院の予算は政府から4割、その他は寄付、建物の一部の部屋を歯科クリニックに貸している賃貸料でカバーしている。

今回は過去の機材供与により現在どのくらいの裨益効果があり、機材がどのような状況あるかを確認するために視察を行った。

裨益効果としては、入院患者数は1999年には約1万6,000人であったが現在でも同数であまり変化はなく横ばい状態である。理由としては子どもの数が年々減っており、そのため患者数が変わらないのではないかということである。外来患者数、救急患者数等も分からなかったので数的には裨益効果は判断できない。

機材の維持管理に関しては、機材供与により消耗品、メンテナンスのコストが多くなっているはずであるが、病院の予算でカバーできているようである。

技術協力に関しては、ドイツ、カナダ、イタリア、ブラジル等に医師が研修に行っており、また中近東より医学生を受け入れている。

機材の状況に関しては画像・機能検査科(透視撮影装置、CTスキャナー) NICU(人工呼吸器、保育器、吸引機、モニター) 中毒・透析科(人工透析器)の機材を視察したが、今のところ十分に機能している。

以上のことより、オフマディット国立母子病院の状況は次の医療機材案件を実施するうえにおいては、ひとつの肯定的な要素には成り得ると考える。

保健省

日時：5月22日（木）14：00

出席者：相手先 PEDAM VALEMDINA 副局長

調査団 高橋、深美、通訳

会議要旨：

「東部子供病院医療機材整備計画」、「ドニエプロー黒海沿岸子供病院医療機材整備計画」に関しては、ハリコフ州立小児病院調査した限りでは、案件の必要性は認められるが維持管理を強化するよう提案した。

「放射線・医薬研究センター - 医療機材整備計画」に関しては、要請案件として必要性はある程度認められるが、チェルノブイリの被災者のための専門施設は、ここだけではなく住民放射能保護専門診療所が全国に8施設がある。研究センターは患者情報のコンピューターによるデータベース化を進めているが専門診療所では子ども6万人、大人6万人分の手書きのカルテがある。例えば手書きカルテを使っている施設の患者情報をデータベース化して、研究センターを含めてデータベースのオンライン化を図り、どの施設でも患者情報を共有化できるようにすれば、より効率的な医療活動が行えるのではないかと提案したが、保健省としては重要性を理解しているものの、あまり注目されてこなかったということである。またハード面だけでなく、ソフト面のケアとして、理学療法に加えて被災者の社会的な自立や差別からの保護を推進するソーシャルワーカーや、被災者のメンタルケアのためのカウンセラーの必要性を提案したところ、ウクライナではそのような専門的な人材はいないということであった。

一般的に言って、旧ソ連圏の病院は建物の棟の数、人員数、部門の数が多すぎるので、これらをもっと減らして効率的な運用すべきであることを述べたところ、独立以来全国でベッド数を半減させたところであり、更なる努力が必要なことを認識していると言われた。

最後に調査団が日本に帰り、今回の調査を政府に報告し、必要性が認められればこれらの案件に関して再び調査団が来訪する旨を伝えた。

Toshiba Medical Systems Ukraine

日時：5月22日（木）16：30

出席者：相手先 ANDRIY PINCHOUK ジェネラルマネージャー

調査団 高橋、深美、通訳

主な聴取内容：

日本の東芝メディカルの代理店で、CTスキャナーなどのX線放射装置、超音波診断装置等の代理店で1997年より営業しており、東芝のオランダの支店が管轄している。超音波診断装置、放射線装置の技師は2名(医師の資格を持っている)おり、時々オランダで研修を受けている。

代理店では装置の修理依頼があった場合は、できるだけ48時間以内に修理するようにしているがエージェントにないパーツが必要な場合は海外から取り寄せないといけないので時間がかかる場合がある。装置のメンテナンスは相手の予算に応じた内容で行っており、1万5,000～15万ユーロだそうである。CTのX線管球交換費用は1万4,000～6万ユーロする。1998年の開業以来これまでの販売実績としては、超音波診断装置が約400台、MRI 2台、CTスキャナー6台、一般X線装置4台である。中古機材は維持管理費がかかるので、一切扱っていない。この代理店の印象としては、装置の維持管理の能力はあり、特に問題ないと考える。

放射線・医薬研究センター

日時：5月23日（金）10：00

出席者：相手先 GARINA G BORODAI医師、その他5名

調査団 黒川、宮内、水口、高橋、深美

会議要旨：

放射線・医薬研究センター対し、老朽化した医療機材の更新も大切であるが、患者情報をデータベース化しているの、他のチェルノブイリの被災者のための専門施設も、データベース化を図り、オンラインで結び患者情報を共有化することが重要ではないか？ また患者のメンタルケアでも必要で理学療法士のほかに、ソーシャルワーカー、カウンセラーの役割も重要であり、ハードだけでなくソフト面を含めた包括的な医療活動を望む旨を伝えた。またこれらに関しては、日本は長崎、広島豊富な経験がありそのノウハウを生かすことができるかもしれない旨も同時に伝えた。

前回訪問できなかった、臨床検査、微生物学、生化学、免疫学部門の機材を視察する。

Representative Office of Olympus Moscow

日時：5月23日（金）14：00

出席者：相手先 DOVYSH OLEGマネージャー、ほか1名

調査団 深美

主な聴取内容：

日本のオリンパスの代理店で内視鏡等を取り扱っており、モスクワのオリンパスの代理店が管轄している。1996年から営業しており、技師は3名いる。技術的な研修はモスクワで行っている。1年間の内視鏡の販売実績は225台である。メンテナンスに関しては、1年間の保証期間後でも簡単な修理（部品が必要でないもの）はほとんど無償で行っているそうである。この代理店の維持管理能力は特に問題ないと考えられる。

MPS Medical Products and Service

5月23日（金）16：00

出席者：相手先 SUSHKO OLEG代表

調査団 深美

主な聴取内容：

ドイツのDragerの代理店で、麻酔器、人工呼吸器、患者監視装置、手術灯等を取り扱っており、1992年より営業している。6名の技師がおり、技術的な研修はドイツで行っている。Dragerの製品は世界的にみても技術力は高く、他の同業メーカーよりは多少高価である。販売実績はよく売れる年もあれば、そうでないと年もあるそうである。維持管理のためのスペアパーツ、消耗品は最低限必要な物は常時代理店に置いてある。この代理店の維持管理能力は特に問題ないと考えられる。

5月24日（土）

キエフよりモルドバのキシニョフへ移動。

5月25日（日）

資料整理

以上

モルドバプロジェクト確認調査 会議議事録（中小企業振興）

経済省

日時：2003年5月26日（月）11：00～12：00

出席者：Mr. Marian LUPU (Deputy Minister), Mr. Sergiu Buruiana (Deputy head, Technical Cooperation Division)、黒川、宮内、高橋、水口、岩瀬、深見（調査団） 和田専門家

入手資料：なし

会議要旨：

- ・調査団より、A1フォームのモデルを最終報告時に残していきたい旨を伝えた。
- ・モルドバ経済は農業生産に大きく依存しているが、降雨量など気候の変化で農作物の生産が変わるため、経済成長は常に不安定である。そのため2年前に灌漑のプロジェクトを要請した。農業次官のところでも灌漑プロジェクトの要請が改めてあるだろう。
- ・中小企業振興や企業家育成はMamariga次官の担当であるので詳しくはそちらで聞いてもらいたい。国内の90%の企業は中小企業であり国内需要・マーケットが限られているモルドバにとって輸出振興は重要である。しかし、輸出のためには標準化の問題や衛生上の問題も存在する。また近年、対ロシア輸出は減少しているが、対EU・中央アジア輸出は増加している。今年2月にはJETROのミッションの訪問があった。今後JETROまたはJICAを通じた協力をお願いしたい。
- ・（和田専門家よりARIA - CPCも独自に要請書を準備していることについて発言したことについて）CPCから要望を出してもらっても問題ない。28日のミーティングの際に報告してほしい。CPCで実施している世銀のPrivate Sector Development (PSD)- は7月いっぱいまで終了するが、8月1日から新たなプロジェクトを開始したい。経済省としても民間セクター開発機関としてCPCをパートナーと考えている。また民間セクター開発だけでなく、政策面からの分析や提言を行うアドバイザーによる支援と合わせ、双方向の協力が望ましい。
- ・ドイツも中小企業振興のプロジェクトを実施している。そのスキームは、コンサルティング、研修、小規模グラント、である。
- ・（岩瀬団員よりPRSPの最新の資料を要求したところ）現在は内密のものであり、公開できない。世銀事務所で直接聞いてほしい。

外務省

日時：2003年5月26日（月）13：00～13：45

出席者：Ms. Dobryanskaya局長

黒川、宮内、高橋、水口、岩瀬、深見（調査団） 和田専門家

入手資料：なし

会議要旨：

- ・(先方より)日本の協力内容は承知している。専門家派遣、研修員受入れ、母子病院の医療機材整備、国立劇場への文化無償など、大変重要な支援であり、感謝する。日本のアプローチは直接金を投入するのではなく、人や物を通じた協力であり、モルドバには合致している。外務省としてはこれらの活動を支持し、必要な調整を行いたい。
- ・(調査団より、ウクライナから陸路で入国した際に2時間近くも引き止められたことを述べたところ)ソ連邦が崩壊してから、ウクライナとの国境問題が未解決のままである。特に沿ドニエストル地域は統制化にない。外国人だけでなく、地元の間人も同様に引き止められたりする。ウクライナ側に共同で国境管理を行うことを提言しても、断られている。入国の問題、税関の問題等については、可能な限り調整をしたい。(和田専門家：関税については大蔵省の所掌であるため、外務省の力は及ばない、とのこと)
- ・(調査団から調査の目的とともに輸血医療を優先度の高い案件と考えていると伝えたところ、)国立輸血センターの案件は大変重要であり大統領直轄で動いている。特に大災害が発生したときに、輸血用血液のリザーブが少なく、機材も不足している。感染の危険がない安全な輸血を実施することは国家的重要課題である。この件のカウンターパートは国立輸血センターのGeneral Directorになるだろう。

財務省 (Ministry of Finance; MOF)

日時：2003年5月26日(水)16:00~16:45

出席者：Ms.Mariana Durllesteanu (First deputy minister), Ms. Olga Ponomariov (Deputy director of PIU),
Ms. Lilia Raslog (Director of Public Dept Department)

黒川、宮内、高橋、水口、深美、岩瀬、和田専門家、通訳(調査団)

入手資料：なし

会議要旨：

冒頭、黒川団長からJICAの支援候補分野として、(1)医療、(2)市場経済化支援があり、研修員受入れを含めたプロジェクトが可能であり、MOFの問題意識を聴取したい旨、コメントした。

これに対してMOF側が、(1)これまでの日本の様々な支援プロジェクトに感謝するとともに、今後の支援要望分野も多い、(2)6月上旬のIMFミッションとの会議を受けて、具体的要望を各ドナーに提出したい旨のコメントがあった。

具体的要望案件については策定中のPRSP(貧困削減戦略ペーパー)との関連で2004~2006年の中期財務(支出)計画に基づくプライオリティ付けをしたいが、現時点ではMOF本体に関して次のような項目がある。

MOFのマネージメント戦略への支援（効果的な予算作成・執行・財務省証券システムの構築支援：2003年初めにEUによる調査で問題発掘。財務省証券は3つの商業銀行が扱っているが、これをMOF内の執行部門で担当したい）

MOFのITシステム化支援（統合システムが必要。同時に組織の能力向上も重要）

MOFに対する支援例として、(1)SIDA（スウェーデン）によるユーロボンド発行その他の業務に係る専門家（コンサルタント）派遣、(2)UNIDOによる対外債務管理に係るプログラム（ルーマニア、ウクライナ、ロシア等に対してもUNIDOが同様のシステム構築を支援）がある。

MOF以外のモルドバ全体に係る課題としては以下のようなものがある。

- ・農業セクターへのファイナンス、リースに係るプログラム
- ・世銀が農業分野と地方開発のSME設立に係る2ステップローン在国内の3つの商業銀行を通して提供しているが、担保が必要なために審査に4～5か月必要として使いにくい。担保基金（または保証機関の設立？）をつくる等の支援が必要。また、日本の2KRプロジェクトは農業分野で貢献した。

農業セクター保険に係る技術支援

- ・農家、及び農業関連SMEは天候をはじめとするリスク要因が多く、リスクマネジメントのための保険システムの開発・導入が必要。

工業省（MOI）及び工業関連企業の（マネージメント）能力向上

- ・モルドバの工業関連企業は多くのマネージメント課題を抱えており、能力向上が必要。またMOI自身も企業や他省庁とのコミュニケーションが少ないなど課題がありと思われる（MOIとよく話をしてみたら、と推奨された）

医療分野での保険制度の導入

本分野では日本を含む多くのドナー支援が入っており、保健省（MOH）のマネージメント能力もある。医療保険制度が7月1日から導入予定だが、多くの課題を抱えている。

JICAが実施しているARIA-CPCへの支援は大変、役立っている。しかし、CPCは世銀とモルドバ政府（MOF）との借款契約（合意）によって設立された非営利・非政府の機関であり、CPC関連のあらゆる支援プログラムはCPC理事会に報告・承認される必要がある。JICAプロジェクトがCPC理事会で承認されたとは認識していない。

JICA専門家の携行機材の免税問題については、経済省がMOFに対して免税プロジェクト・リ

ストへのリストアップを申請したうえで、MOF及び内閣が承認をして税関へ通知するという手順が必要。そのためにもMOFや経済省が入ったCPC理事会で、該当プロジェクトの承認が行われることが望ましい。また、専門家が個人的に使用する携行機材については、中身と量にもよるが原則的には課税されることはない。

MOFのIT化支援については昨年、MOFが要望を出したが採択されなかったと認識している。

世銀 (World Bank Moldova Country Office)

日時：2003年5月26日(水) 17:00~18:00

出席者：Ms. Ala Pinzari(Operations Analyst)、Ms. Maya Sandu(Economist)、Mr. xxxxx

黒川、宮内、高橋、水口、深美、岩瀬、和田専門家(調査団)

入手資料：「The World Bank in Moldova」、 「Project Appraisal for Water Supply and Sanitation Project」

主な聴取内容：

世銀は給水・衛生改善プロジェクトを形成し、1,200万ドルの世銀借款と150万ドルのJSDF (Japan Social Development Fund) グラントを投入して北部、中部、南部、東部の各1都市でのプロジェクトを実施する計画である。また、10~12都市を対象とする地方開発プロジェクトを検討中。

上記の世銀が計画する給水計画プロジェクトに関連して、JICAが実施した北部地域給水計画調査(開発調査)の結果がどのように活かされているかを調査団から質問したところ、「世銀が雇用したオランダのコンサルタントがJICA調査をレビューした。ただし、世銀のC/Pは環境省 (Ministry of Environment) であり、JICAのC/P (または現地雇用コンサル、農業省傘下?) が情報提供に熱心でなく、必ずしも調査結果の的確な反映はできていない」とのコメント。

世銀をはじめとして、モルドバに常駐するドナー・ミーティングが開催されており、そこで援助協調が話し合われている。経済省を含むモルドバ政府側がイニシアティブを取れる状況には無く、政府関係者を除外したドナーのみの集まりである。これに対して、JICAも専門家を駐在させており、今後、ドナー・ミーティングについては在キエフ日本大使館を通じて日本にも声をかけるように調査団側から要望した。

民間セクター開発(PSD)については、PSD-I(企業の民営化・リストラ)、PSD-II(リストラ後の企業に対するマネジメント訓練)と称するプロジェクトをARIA及びARIA-CPCを通じて実施。PSD-IIではフランス、ドイツでの研修を含めて成果をあげた。ただし、PSDプロジェクトを(ARIA-CPCへの支援継続を含めて)更に継続するかは極めて疑問。

今後の世銀の対モルドバ戦略(CAS; Country Strategy Paper)は現在、策定中のPRSP(貧困削減戦略)の内容を反映したものとなるはず。重点分野としては(1)法制度・政策フレームワークの改善に係る支援、(2)投資環境整備に係る支援、が主体となるだろう。民間セクター開発、

及びSME振興も貧困削減戦略の重要な柱となるので、重点分野と成り得る。

モルドバのPRSP策定は2000年から開始したが、各省庁の要望がばらばらで経済省にこれを調整・統括する能力がなく、作業は難航している。おそらく今年の10月～11月ごろにまとまるのではないか。

世銀が進めるCIS-7イニシアティブの関連において、モルドバでの特別なプロジェクトはない。またIFCはモルドバ事務所を引き上げており、技術支援は実施していない。これまでいくつかの投資案件を実施したがあまり成果が出ていない。

経済省SME振興担当次官

日時：2003年5月27日（火）9：00～10：30

出席者：Mr. Mamaliga（SME担当次官，Ministry of Economy）ほか3名、

黒川、宮内、水口、和田専門家、岩瀬、通訳（調査団）

入手資料：・Economic Trends Quarterly Issue Moldova（Sep-Dec 2002）

SME振興に係るドナー支援リスト（現地語、調査団が英語に翻訳済み）

SME中期プログラム（現地語）

会議要旨：

冒頭、調査団側が対モルドバ支援を拡大する用意があること、SME振興分野が重要課題と認識している旨を説明し、先方による本分野での現状と課題の説明を求めた。

ママリガ次官は1978年に訪日経験があること。大学での研究・教鞭経験、ARIA-CPCでの教鞭経験があり、そのなかで常に日本型経営に興味をもって仕事をしてきたことを述べたうえで、SMEの課題について以下のように説明した。

モルドバ社会は社会・経済の大きな変革期を迎えている。SMEは企業数の90%、GDPの25%、雇用の26%を占めているが、中企業はほとんどなく、ほぼすべて小企業〔筆者注：むしろ零細企業（マイクロ企業）が大半と見られる〕であり、経済の基礎を構成している。SMEの65%が流通（卸売）商業（小売）関係者で、3番目がワイン産業である。

大企業はリストラ過程にあり雇用吸収力・創出力を喪失しており、SMEが雇用機会を拡大することが期待される。一方、大企業は分割・解体の過程をとっており、そのなかから出てくる労働者をサポートするビジネスセンターやビジネスインキュベーションの仕組みが必要。また35歳以下の若年層は、「生産よりも販売」という市場経済コンセプトを理解している。

一方、いまだに旧ソ連型の経営スタイル、老朽設備、経営マインド・文化を有する大企業の再活性化も重要課題。今後、投資が必要であり、ハイテク分野の次に位置する中間的な科学技術指向型の産業分野の育成に注目している。

SME振興に係る課題は3つあると考えている。第1は（マーケティング等に係る）知識・ス

キルの形成・発展、第2は財政支援を含めたファイナンスに係る支援、第3は土地の有効利用（日本の田園に見られる土地の効率的利用）（筆者注：意味不明）である。

他ドナーによるSME振興関連支援は19プロジェクトが進行中（注：プロジェクト・リストを入手）。9件が企業家育成、6件が農業、4件がエネルギーに関する案件。USAID、EU-TACIS、オランダ、世銀等が主要ドナー。種々のプログラムが散在しているので、経済省が2002～2006年間のプロジェクト間調整を実施していきたい。

金融面では1993年に15万ドル規模のSMEファンドを設立したが、これを無償・借入で利用する適切なメカニズムがつかれなかった。現在、国際金融機関が商業銀行を通じた2ステップローンによってSMEファイナンスを進めようとしているが、実態はうまくいかない。国際金融機関の利息が8%、商業銀行の手数料・利ざやが6%とすると最終の借り手は14～16%の金利を払う。商業銀行はSME金融への理解が低く、担保の必要性の問題を含めてSMEが実際に融資を受けることは容易でない。金融機関のSME融資へのマインド・態度を変えていきたい。制度はつくっても運用がうまくいかないという点は（決定は遅いが運用はスムーズな）日本とは全く異なる。

以上の説明に対して、調査団側からJICAの技術協力のフレームワーク、並びに日本人専門家派遣、本邦研修、これらの組み合わせの可能性等について説明をしたうえで、具体的案件形成にあたっては、分野とテーマの特定が必要なこと、要請書をキエフの日本大使館経由で提出することが必要であることを説明し、各種要請書フォームを手交した。

SME関係者の知識・スキル形成支援は今後、一層、必要である。各ドナーもこの点でいろいろと支援してくれているが単に提案をするだけでは有効でなく、長期的にスキルを形成できる仕組みを作ることが重要。また、やる気のある大学卒の若年層に金融面でのリソースを提供していける仕組みも必要。これらの点で、ARIA-CPCがこれまで大きな貢献をしてきたことは間違いなく、今後も若年層の知識・スキル形成に貢献してほしい。一方で、能力のある若手が（給料の安い）政府機関に来ないという現実もある。

経済省のSME振興局の人員は現在5名。これを10名に拡大することを計画している。SME振興に係る法制度の整備・運用・モニタリングが主な業務。投資振興の部局もあったが、この機能はMEPOに移管した。SME担当部局の職員の日本研修を行った場合、すぐに転職してしまう可能性があるという問題を心配する。

SME振興に係る基本法としてBasic Law on Sustaining and Developing SMEsが1994年に施行されているのをはじめ、2005年までの中期プログラム（注：原語版を入手）を策定している。Law of Entrepreneurs and Entrepreneurship, June 2002も施行されており、全部で9つのSME関連法がある。法制度の整備面では課題が少ないが、運用面で大きな課題があると考えている。モルドバは小さな国だが短期間に4回も政府が変わっているということもまた事実だ。

BIZPRO (USAIDが進めるSME支援プロジェクト実施機関)

日時：2003年5月27日(火) 11:30～12:45

出席者：Dr. John Nielson (Country Director, BIZPRO)、Ms. Larisa Bugaian (Business Skills Advisor)、
Mr. Victor Chiriac (Financial Services Advisor)、Ms. Tatiana Batushkina (Business Skills
Advisor)、Ms. Sofia Shuleansky (Business Associations and Policy Reform Advisor)、
黒川、宮内、水口、和田専門家、岩瀬(調査団)

入手資料：特になし

主な聴取内容：

BIZPROはUSAIDが進めるSME振興プログラムの名称で、米国ワシントンDCに本拠を置くコンサルタント会社であるが元請となって進めている。2001年7月に開始し、2003年9月までの契約だが、更に2.5年間の更新がほぼ確定している。米国人ヘッド以外はすべてモルドバの現地コンサルタントを雇用している(ARI-CPCのトレーナーも多く転職している)。スタッフ数は約20名程度(推定)。当初2.5年間のプログラム・コストは300万ドル(注：USAIDの対モルドバ支援額は年間約3,000万ドル)

プログラムの3本柱は(1)BDSプロバイダーに対するビジネス・スキル開発、(2)民間ビジネス組織の強化と政策・制度設計・運用に係るアドバイス、(3)マイクロ・ファイナンスだが、特に最近では制度設計・運用支援に重点を移しつつある。モルドバの地域ごとの主要都市に対して、これらのサービスを提供している。また、MOEや小企業連盟(組合)に対するアドバイザリー・サービスも実施している。

BDSプロバイダーに対する支援は、BIZPROのコンサルタントが地方のBDSのトレーニング能力強化や、パウチャーシステムの導入によるSME関係者がBDSを受けやすくする等のノウハウ移転を行っている。時には米国人コンサルタントが短期ベース(1か月以内)でモルドバに滞在し、BDSプロバイダーに技術移転(トレーナーズ・トレーニング)をすることもある。また全国7か所のSMEホットラインの設立・運用を支援して、SMEからの相談窓口を設けている。

民間ビジネス組織の強化については約10の組織(個別の地方産業連盟等、特に1組織に重点)に対して、ビジネススキル開発やマーケティング・製品開発力の向上等を支援している。また、制度設計・運用に関して「1ストップ・サービス」拠点を設置して、SMEによる会社登記・許認可を容易にして、(賄賂を払うことなく)事業登録ができるようにしている。モルドバでは約62%の事業者がグレイ(未登記)で、登記するインセンティブがないと言われる(徴税される)が、健全な民間セクター開発にとって重要な課題だ。また、地方(市、町、村)の政府組織の診断等を行って中央政府が策定・運用指示している政策・制度の運用面でのアドバイスを行っている。

ファイナンスについては、既存の3つの金融機関種類(民間商業銀行、マイクロ・ファイナ

ンス銀行 (MFB)、SCA (Saving/Credit Association ; 貯蓄金融組合)) に対して、マイクロ・ファイナンス (2,000ドル以下の貸付を想定) の審査・貸付業務に係る戦略・ノウハウの普及、移転、能力向上を図っている。また、この分野では担保の問題も重要課題。

ファイナンス面の具体的活動は、バウチャー制度を利用してSME自身に対して金融の知識普及、トレーニング実施を図ることとクレジットのアクセスに関してガイドラインを提供すること。モルドバには上述の3つの種類を併せて約55の金融機関があるが、いずれもマイクロ・ファイナンス (2,000ドルまでの無担保貸付が基本) に係る知識、ノウハウが不足している。たとえば、金融機関のポートフォリオ中のマイクロ・ファイナンスの位置づけの認識やクレジット・スコアリング等のノウハウ等が一例である。

マイクロ・ファイナンス専門のマイクロ・ファイナンス銀行 (MFB) は900万ドルの貸付残高中、850万ドルが無担保貸付で実績を伸ばしている。保証や保証基金 (組織) 等に係る課題もある。優良な貯蓄貸付組合 (SCA) を育成することも重要。

BIZPRROプロジェクトの評価は、各地域のSME企業数、起業数、業績等を定期的にインタビュー調査等でモニタリングしている。米国の投資家がFDIをしやすくすることを直接の目的にしているわけではなく、ビジネス・投資環境の改善が結果として米国企業の利益になる。

モルドバでのSMEの定義は従業員50名以下の企業である。政府は口ではSME振興を唱えているが、物理的・金融面での具体的な支援は遅れている。SME振興はジェンダー問題 (女性問題) にもつながる重要な課題だ。

SME振興に関してEU-TACISも同様のプロジェクトを進めている。情報交換を適宜、実施して補完関係をつくるようにしているが、完全に重複を避けることは難しい。USAIDやEU-TACISがSME振興に関連して種々のプロジェクトを実施していることは事実だが、カバーできていない課題や地域は多く、日本の援助の余地は大きい。その際のドナー間調整は重要。一方、モルドバでは政治体制の不安定さと官僚機構の非効率性が発展、支援の大きな障害となっている。官庁間の調整を図る機関が本来的には必要だ。

農業省

日時：2003年5月27日 (火) 15:00 ~ 15:45

出席者：Mr. Valeriu Mironescu (First Vice-Minister of Agricultural Industry), Mr. Vasile Bumacov (Managing Director of 2KR project / Technical Director), Mr. Boris Cherasim (Financial Expert), Mr. Nicolai Panlenco (Financial Specialist)

黒川、宮内、水口、岩瀬 (調査団) 和田専門家

入手資料：なし

会議要旨：

- ・(調査団側から農業を重要セクターと考えていると発言したところ) モルドバの産業はほとんど農業であり、それ以外に堅実な商売はない。
- ・農業事業者 (farmer) にとっての問題は、マーケティングやマネージメント等のビジネススキルに関する訓練を受けていないことである。また大規模農場も存在せず、中小企業の製品の付加価値を上げることが課題である。また、食品の安全性の課題も挙げられる。
- ・日本の2KRプロジェクトに感謝したい。32台のコンバイン、73台のトラクターなどの供与機材は、約200人の民間の農業事業者に貸し出しサービスを行っている。国内の土地所有者は100万人であり、現時点ですべてをカバーできていないが、このサービスは実際に借り手の信頼性を見極めて実施しており、順調にサービス料の返済がなされている。このサービスに対する返済は現地通貨で計算されるため、インフレの影響を受けないことは重要な点である。また、積み立てられたサービス料は、次の農業機械購入のための元資となり、この活動を拡大する方向にある。
- ・(調査団側から、特に農業部門における中小企業振興技術協力に関心があると述べたところ) 農業機械の修理と若手農業事業者の育成センター、灌漑プロジェクト、輸出の重要性などについて言及があった。
- ・農業省は、ブドウ(ワイン)、野菜と果物、サトウキビ、タバコ、オイルの種を5大農産物としており、輸出産品として考えている。また食品加工業においては品質管理技術のニーズがある。

Moldova Export Promotion Organization (MEPO)

日時：2003年5月27日(火) 16:00~17:00

出席者：Mr. Veaceslav Sterbet (Vice General Director)

黒川、宮内、水口、岩瀬(調査団)、和田専門家

入手資料：Investment Guide for Southeast Europe

主な聴取内容：

- ・MEPOは、1999年に設立され、2000年1月からEU-TACISのプロジェクト実施機関として活動を開始した。経済省管轄の政府機関である。活動の概略は以下のとおり。
 - 情報提供：貿易情報、マーケット分析、輸出入の要件、関税の問題等
 - 輸出関連のトレーニング・研修：マーケットリサーチ、輸出金融、手続きの手法など。ワイン、ソフトウェア等部門ごとの研修も実施する。
 - コンサルティング：市場の選定、輸出戦略策定支援、モニタリング
- ・サービスを提供する際は、形ばかりのFeeをとっている。これは企業経営者が情報の有用性を知らず、旧体制のときのように何でも無料で提供してもらえていることに対する啓

発の意味がある。その点、グラントで支援を実施しているのはUSAIDのBIZPROである。

- ・MEPOの活動に政府からの予算はほとんど出ていない様子。活動資金はEU-TACISから初年度に160万ユーロ、その後2003年10月までプロジェクトが延長されたことから100万ユーロの予算がつけられた。2003年10月以降の予算は未定である。
- ・もともと経済省の下には、輸出促進の機関と投資促進の機関が存在したが、1年前にモルドバ政府から海外直接投資のタスクも負わされることになった。以前は、輸出促進の機関（MEPO）と投資促進の機関が存在したが、投資促進の機関が廃止されたため、そのスタッフがMEPOの投資促進部門として吸収された。そのため、内部に投資促進専門の部局がある。ちなみに、新しいタスクを負わされたものの、そのための予算は出ていない。
- ・職員は24名。そのうち、情報コンサルタントが1名、輸出専門家が6名、投資専門家が3名、研修担当専門家が1名いる。職員は全員経済関係の学位を取得しており、なかにはマスター、PHD取得者もいる。全員英語を話せる。
- ・クライアントの数はこれまでに370社。そのうち140社は本格的なコンサルティングを実施している。ワイン、アパレル、IT産業のクライアントがあり、地元企業だけでなく、外資企業もいる。

調査団側から、日本人専門家派遣による日本の経験・ノウハウの普及について、案件形成の可能性を打診し、要請書案を作成するので、経済省と連携しつつ、具体的要請をあげてほしい旨を伝えた。

EU-TACIS

日時：2003年5月28日（水）9：30～10：30

出席者：Mr. Ivan Borisavjevic, Head of Office, Delegation of the European Commission to Moldova,
Tacis Branch Office、黒川、水口、和田専門家、岩瀬（調査団）

入手資料：「TACIS Project List under Implementation」, 「Terms of Reference; SME Improving Projects」

主な聴取内容：

1. EU-TACISのオフィスは3年前に設立。キエフにキシヨニョフを統括する事務所がある。EU-TACISは年間約1,000万ユーロの支援をモルドバに対して実施しており、USAIDに次ぐ第2の2国間ドナー。約20%が機材費やスタディーツアーにあてられ、80%がプロジェクト経費。ルーマニア国境にかかる橋梁に係る支援等も行っている。
2. SME振興関連では2つのプロジェクトがある。ひとつは2003年2月にスタートした地方におけるSME振興プロジェクト。経済省のSME担当局をC/Pとして250万ユーロを投入する。南部のガガウシアを含む2つの都市において「エクセレントセンター」と称するSME向BDS

(Business Development Service) 設立・運用を支援する。マーケティングやマネージメントのトレーニング等が主体。EU-TACISが雇用するコンサルタント (EU) を中心に、ローカルコンサルタントが協力する。

3 . 第 2 は輸出振興機関であるMEPOに対する支援。アイルランドのコンサルタントを雇用してアドバイザーとしてMEPOに常駐させる一方、欧州からの短期専門家とローカルコンサルタントを利用している。貿易促進が中心テーマで、これまで投資促進に係る支援は若干の政策・制度に係るアドバイスを実施した以外に大きなプロジェクトは実施していない。モルドバへのFDIは重要な課題だが、実態はアパレル等でドイツやイタリア等の小規模のものがあるだけ。

4 . 観光産業振興に係る支援を 2 年前に実施したが、官民の観光振興に対する理解・認識が足りない。南部のルーマニア、ウクライナとの国境地域 (ダニューブ・デルタ) はエコ・ツーリズムの潜在性が高いが、モルドバは欧州の人々にとっても未知の国で、観光インフラやビジネス環境、人々のホスピタリティー等を考えると、あまり将来性が高いとは言えない。

モルドバ、ウクライナはともにEU参加を望んでいるが、社会・地政学・軍事・経済あらゆる面でウクライナが難しい課題を抱えているのに対して、モルドバは小国でEU加盟の条件を満たすためには大きな努力を要するものの、ウクライナよりは加盟の可能性はあると思う。モルドバにはEU代表部を設置する構想があり、現実となるだろう。

Competitiveness and Productivity Center (CPC) - ARIA

日時：2003年 5 月28日 (水) 10 : 30 ~ 12 : 00

出席者：Mr. Igor Fetiniuc (Vice Director of CPC)

黒川、水口、岩瀬 (調査団)、和田専門家

入手資料：要請書案 3 件 (経営者訪日研修、中央アジア向け第 3 国研修、特定産品輸出振興開発調査)

主な聴取内容：

- ・和田専門家による支援、昨年度の訪日研修に感謝したい。古河電工での工場実習ではこれまで知らなかった多くのことを学んだ。
- ・CPCの活動は生産性向上の観点から地元企業を支援することにある。CPCの経緯としては、1995年にモルドバ政府が世銀のPSD (Private Sector Development) プロジェクトの実施機関として、ARIA (Agency for Restructuring and Industrial Assistance) を設立したことに端を発する。この組織は国営企業の民営化が目的であり、当初、スロベニア、ルーマニア、ドイツ、米国の 4 社のコンサルティング会社に委託し、10社の国営企業の民営化をパイロットプロジェクトとして実施した。このプロジェクトにモルドバの人材も参加することで外国のコ

ンサルタントからその手法を学んだ。モルドバの国営企業は長く債務を抱えていたため、リストラプロジェクトを実施する代わりに債務のリスケを実施した。最終的には100社の国営企業の民営化を実施したが、EUの技術協力もこれに加わったという。最終的にこのプロジェクトに参加することで、モルドバには400人のコンサルタントが育成された。

以上のリストラプロジェクトの次に、PSD として開始されたプロジェクトが、CPCによる生産性向上による企業支援である。新たに企業の経営者として指名された者はマネジメント能力にかけていた。この状況を改善するために、PSD では、400人の経営者を外国企業にインターンとして送り、そこで得た経営ノウハウを自国に持ち帰る、という活動を実施した。このプロジェクトを「マーシャルプラン」と呼んでいる。同じ業種の10～12名の経営者のグループをつくり、CPCのコンサルタントが引率し、同じ業種の外国企業でインターンを行う。まず、ハンガリー、ポーランド等の中欧諸国の企業で2か月インターンを行い、いったん帰国して報告書を取りまとめ、参加者の間で円卓会議などを行った後、さらに先進国の企業で3か月のインターンを実施する。ドイツ、イタリア、シンガポール等がその派遣先であり、ワインの輸出業であれば南アフリカ等でも実施している。参加する経営者の平均年齢は40歳程度。すべてのプログラムを終了するには2年ほどの期間を要する大きなプロジェクトである。派遣前には、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語などの語学研修やパソコンの研修も実施しており、そのためのラボ施設もCPCには整っている。プログラムを終了した経営者は、基本的には自社内での経験の普及を行う。なお、このプログラムはモルドバ政府が世銀のローンにより実施している。1企業の参加に3,000ドルを必要とするため、財務省をはじめ政府がプログラムを終了した企業のモニタリングを様々な側面から熱心に行っている（プログラムの結果、彼らからの税収増を期待している）。PSD の予算は900万ドルである。

- ・ PSD は2004年5月まで延長されることがほぼ決定している。
- ・ CPCは特定の省には属しておらず、各省からの閣僚で構成されるSupervisory Boardの監督下に置かれている。（調査団より、大蔵省の第一次官から、CPCにおけるJICA活動について報告を受けていない、とクレームがあったことについて言及したところ）JICAからの協力については、主に経済省のLUPU次官と連絡を取り合っているが、その活動に関しては書面にてSupervisory Boardを構成する各省庁からの承認のサインをもらっており、報告はいつているはず、とのこと。
- ・ CPCより、3件の要請書が提出された。それらは以下のとおり。

企業経営者の訪日研修

CIS諸国を対象とした経営者第三国研修

特定分野の輸出促進を目的とした開発調査

この要請に対して、調査団側より、 については、日本企業がインターンを受入れ可能かど

うか、また事前に参加者の業種が絞り込んでいるかがポイントであり、実施の可能性について想定される研修受入れ先と検討する必要があること、 については、専門家の現地業務費で実施可能な範囲であるが、企画から実施まですべてCPCで行う必要があること、 開発調査については、必ずしも大規模に行う必要はなく、短期専門家の組み合わせにより同様の調査を行うことは可能であることを伝えた。

Franzeluta J.S.C. (製パン会社) 第4製パン会社

日時：2003年5月28日(水) 14:00~16:00

出席者：Director of Franzeluta Holding Compnay、Alexander Khmelnitskiy (Director, Bread Factory No.4)、ARI-CPCコンサルタント、水口、和田専門家、岩瀬(調査団)、通訳

入手資料：会社パンフレット

主な聴取内容：

1. 元国営の製パン会社。クッキーやウエハース、チョコレート、キャンディ等の菓子類も生産。親会社(持株会社)であるFranzeluta J.S.C.の下に4つの製パン会社(工場)とパスタ製造会社(工場)、機械工場(保守・補修用)を有するグループ会社〔注：旧ソ連・東欧に典型的な民営化されたJoint Stock Company (JSC)〕の下に位置する製パン会社(=1工場)のひとつ。
2. JSCの株主は国が50%、従業員が50%。主要食料品のパン製造の会社ということで現在、国が50%の株式を有するが、将来的には100%民営化される予定。グループ全体の従業員数は約2,100人。第4製パン会社は約350人の従業員。
3. 工場自体は古く、どの設備も25~50年間、使用している。しかし、ARIA-CPCコンサルタントの活動の成果もあり、経営者層、従業員の意識と会社・工場運営方法は大きく変わった。生産計画から原材料まですべて与えられて「生産計画を達成すること」のみが問われた昔と違い、今は戦略・計画策定、コスト削減、新たな製品開発やマーケティング等、自由かつ柔軟な対応と責任が求められる。2002年にはISO9000を取得した。
4. JSC下の製パン4会社はそれぞれ製品範囲の差異、特徴を有するが、現在では4社間でも競争原理が働き新たな製品開発などで競っている。一方、全体的なマーケティングや販売管理、原材料調達等はJSC本社が統括して行っており、効率性向上とコスト低減を図っている。JSC本社の国内販売ネットワークとして54の販売店を有している。製パン業界では他社との競争もある。しかし、JSC全体での国内市場占有率は約40%で、最大手である。キシニョフをはじめとする都市部での販売が主体。
5. 5年前から輸出も始めており現在、製品の2.8%(2002年、量ベース)が輸出に回っている。2003年は4%以上にすることをめざしている。第4製パン会社の売上は約2億8,000万レイだ

が、売上ベースでは輸出の比重は更に高い。主な輸出先はドイツ（50%以上）米国、カナダ、イスラエル、エストニア、ギリシャ、ウクライナなどである。輸出製品は安値・低品質では売れないので、今後、一層の品質向上と人工材料を使わない製品開発等を計画している。

6．カカオをはじめとして一部は輸入原料を使用している。輸出促進に関してMEPOの情報やコンサルティング・サービスはまだ受けていない。当社のマーケティング自体がまだ端緒についたばかりであり、JSC本体でのマーケティング機能の強化が必要。JICAがMEPOに輸出振興専門家を派遣することは非常に良いことだ。できれば当社も輸出比率を50%まで高めたい。

7．手間のかかる高付加価値品へのシフトもあり、JSCの従業員数は2年前の1,500人から2,100人まで増えている。一方で、パン需要自体は徐々に成熟・飽和してきており、製品の多様化が必要。例えば当社が最近、製造・販売を開始したチョコレート・キャンディは国内産で最も値段が高いがよく売れている。

8．ARIA-CPCのコンサルタントが入って活動をした最大の成果は、従業員の態度・モチベーションが変わったこと。経営者や従業員が様々なプロセスの現状と課題を全体的に理解し、改善しようとしていることである。その点でARIA-CPCのコンサルタントによる活動を評価している。

（筆者所感）建屋や設備は古く効率的とはいえず、製品の成熟度も高いとはいえないが、工場全体はよく整理され、20Kと呼ばれる生産性向上活動の成果がよく見られる。従業員の態度も明るく「やる気」が感じられた。元国营工場を従業員に売却した典型的な旧ソ連圏の民营化例だが、10年余の年月を経て、その成果が徐々に始めていることを感じた。

Codru社（元国营木製家具メーカー、現在は工業団地として分割・SME化）

日時：2003年5月29日（木）14：00～15：30

出席者：Codru工業団地ディレクター、木製家具メーカー社長、ARIA-CPCコンサルタント、黒川、宮内、和田専門家、岩瀬（調査団）

入手資料：なし

主な聴取内容：

- 1．1,800人の従業員を擁した元国营の大規模木製家具メーカー。キシニョフ中心部から約20分のCodruの町にある。31haの土地に60,000㎡の総床面積の建屋が並んでいる（一部は撤去済み）。1999年に破綻して清算処理を行っており、Codru社を持株会社（清算法人）としたうえで、資産（土地・建物・設備）を切り売りして工業団地化している。建物の販売価格は15～50ドル/㎡。現在、持株会社の株は66%を国、20%を元従業員、その他を一般投資家が所有する。
- 2．約30%の土地が既に投資家によって購入され、現在は36のSMEが立地し事業を行っている

る。36社のうち30%が引き続き木製家具製造を行っている。トルコ資本のアルミ建材メーカー・流通業者（アルミ型鋼をトルコから輸入して加工・販売）や、元からあるレクリエーション設備（プール、バー、サウナ、ホテル客室等）を買い取って更新を行い、サービス業を行おうとする投資家等が工業団地内に参入している。36社の雇用総数は約580名。4社がトルコ資本、1社がベルギー資本のFDI企業。

3. 訪問した木製家具メーカーは地元のサクラやチーク材を製材・加工して、木製ドアや窓枠、椅子、絵画フレーム等を製造していた。従業員数は70名。所有床面積は3,000㎡。設備は古いですが、それでも工業団地内ではスクラップにせず済んだ数少ない例とのこと。投資したのは3人の地元投資家で、建設業をやっていることもあり、上流の建材事業とのシナジー効果を出している模様。ドイツやルーマニアに向けて一部の木製家具を輸出している。

4. トルコ系アルミ建材製造・流通会社の建物は外観を一新し、古いパイプ類がはりめぐらされた工業団地内で異彩を放っている。建物内部はトルコから輸入したアルミ型材が貯蔵され、一部の事務所スペースが完成しているが、製造現場はまだ国営工場当時の面影を残す準備段階の状態。Codru社が建物を売却するにあたって1,400t分のスクラップを廃却したとのこと。（筆者所感）国営企業の民営化・解体・リストラクチャリングにあたって、企業清算・工業団地化・SMEの集積を促した実例として興味深かった。これらのプロセスを進めるにあたって、政府の具体的対策・優遇策はほとんどないとみられ、国営企業民営化・リストラクチャリングの課題の大きさとスピードの遅さを実感した。また、木製家具製造工場では塗装工程において有機溶剤系塗料を防塵・防臭マスクを着用せずに作業が行われるなど、労働管理・安全管理の面での意識の徹底や作業手順の確立がされていない実態が見てとれた。

ALFA Industrial Park（キシニョフの工業団地・インキュベーションセンター）

日時：2003年5月29日（木）16：00～17：00

出席者：Mr. Valeriu Mascalu (General Manager ALFA)、Ms. Larisa Bugaian (BISPRO)、黒川、宮内、
和田専門家、岩瀬（調査団）

入手資料：ALFA工業団地案内

主な聴取内容：

1. 元国営の大規模テレビメーカー・軍需機械メーカー。3 haの土地に総床面積12万㎡の建屋が複数棟（一部は高層ビル）がある。1997年11月に破産し、当時国内最大級の破産ということで大きな社会問題となった。負債額は1,500万ドル。
2. その後、ARIAが清算・リストラ処理に関して計画づくりと指導を行い、工業団地化するプログラムについても支援を実施した。2001年には資産売却が始まり、一部の元従業員が資産の一部を購入してサービス業務を開始するなどしている。

3. 1997年当時には売上1,000万レイ、納税額340万レイの規模だったが、新たな企業の新規参入もあり、現在(2002年)は工業団地全体で売上7億レイ、納税額8,500万レイの規模にまで回復した。従業員は1997年当時で290人、2002年には2,900人となった。現在、147社が立地し、最終的に200社5,000人の雇用を確保したい。約58社が製造メーカー、26社が製造メーカーに対するサービス、20社が製造事業とは関係のないサービス、22社が商業。外資企業が7社あり、JVも8社ある。

4. 建物(床)を賃貸、リースしている企業もあるが、大多数は購入して固定資産としている。この方がコスト的に安く、金融機関からの借入れを行う際に担保になる等のメリットがある。

5. 2003年3月には国内最初のビジネス・インキュベーション事業(企業)を登録したが、実際の活動はこれから。これまでは個別企業に対してリストラ関連でビジネス立ち上げを支援してきたが、これからはより本来的な形での起業支援を実施したい。インキュベーション事業を行う事業体として4社が名乗りをあげたが、ALFA社の社長の熱意を買って、ARIAとBISPROがここを第1号のビジネス・インキュベーション・センターとして支援する方向。

6. ビジネス・インキュベーション・センターとしては2,500㎡が損益分岐点になると判断している。第1ステップとして3,000㎡をセンターとして機能させたい。米国コンサルタントによるビジネスプランの素案もできているが、地方政府がどのような形で関与するかを現在、検討中。

7. SMEの60%がキシニョフにあることを考えるとビジネス・インキュベーション・センターはキシニョフでの立地が適当。地方のBDSプロバイダーがビジネス・インキュベーション・センターを運営することも可能だが、実際に始めているところはない。

ビジネス・インキュベーション事業では財務、法務、マーケティング、IT等の専門家が必要になるので、この面でJICAが専門家派遣をしてくれれば大きな意味がある。

経済大臣(兼副首相)報告

日時: 2003年5月29日(木) 11:00~12:00

出席者: 経済大臣、国際協力担当新部長、Mr. Buruiana

黒川、宮内、高橋、水口、岩瀬、深美(調査団)、和田専門家

入手資料: なし

会議要旨:

1. 冒頭、経済大臣より日本の協力と尽力に対して感謝の意を表し、特にモルドバ経済において農業の改革を重視しているため、2KRによる支援は重要であると述べた。また、文化無償、北部地域給水計画調査(開発調査)、保健医療機材(無償)、中小企業の振興は同国にとって本質的な開発分野であると述べた。

2．黒川団長より、今回の訪問目的を説明し、以下のとおり、中小企業振興で有望なプロジェクトの案を、調査結果として報告した。

(1) MEPOの対アジア輸出促進に係る専門家派遣（A1フォーム案を手交）

(2) ビジネスインキュベーションセンター運営に係る専門家派遣

(3) 商業銀行の中小企業に対する融資基準、審査ノウハウに係る専門家派遣

(4) 食品加工技術（パッケージ、ラベリングなど）に係る専門家派遣

〔また、今後の提案として、観光振興が外貨獲得のための有効な手段であり、潜在的観光資源も存在するため、同分野における開発が望ましいこと、今後日本においてモルドバの企業経営者のための研修（インターン）の実施可能性を検討したい旨を伝えた〕

3．これに対し、大臣より、以上の分野は経済省のニーズに合致すると述べ、商業銀行の融資システムには技術協力が必要であり、また郊外や地方部に多い食品加工業に対する支援も重要であるという認識を示した。また保健医療分野の重要性にも言及し、国立輸血センターの件においては最優先課題であること、医療保険制度の導入にあたり、資金源を確保すべく世銀と1,000万ドルの無償協力について交渉を開始したところであること、母子医療病院の機材供与の早期実現を期待していること、などを述べた。また、農業分野について、1973年より、天候が農業に及ぼす問題が深刻化しており、農業生産に悪影響を与えているため、灌漑についても日本の無償資金協力を期待している旨述べた。

さらに観光振興について、経済省として優先分野として考えており、特にワインと文化観光を促進する”Wine Path”というプロジェクトを実施（計画？）していると述べた。また、将来のWTO加盟をめざしていることから、MEPOに対する支援は適切であり、100%有機栽培の農産物は輸出の大きな潜在性を秘めていること、ビジネスインキュベータについて、人材育成がもっとも重要な点であることを述べた。

4．引き続き、高橋団員より、保健医療分野における調査結果を以下のとおり報告した。

(1) 国立輸血センターの件においては、大災害時に備える意味で重要であるとの話を聞いたが、輸血製剤の保管の問題があり、期待に応えることはできない。血液事業システムの整備には、適切な規模を検討することが必要である。モルドバでは、手術に必要となる血液は家族や親戚の献血により賄われており、需給バランスは取れている。現在の要請内容である800万ドルは適正規模を超えるものであり、維持管理の面から不必要に財政を圧迫することになる。

(2) 病院運営・財務管理の考え方を導入する必要性が高い。旧ソ連の国々は一般的に施設が巨大で、3次医療レベルのスタッフも多すぎる。また日本の機材を投入しすぎると維持費が増大する。3次レベル、2次レベルではある程度維持費のかかる機材も正当化されるが、1次レベルではより基本的な機材が求められる。考え方を「治療」から「予防」へと転換

することも重要。

(3) 医療保険制度についても予算に応じた規模で実施しなければ、最終的に財政が破綻するため留意が必要。

以上により、日本としては機材供与による協力を実施することはできるが、適正な規模で実施することが重要と考えており、今後専門家派遣、カウンターパート教育により、その点を明確にしていきたいと述べた。これに対し大臣より、以上の提案を受け入れたいと述べ、日本人専門家とモルドバ側スタッフとの協働より勧めていくことが望ましいと述べた。

5. 黒川団長より、翌週もコンサルタント2名が調査を続け、要請書案の作成を実施し、それをもとに7月末までに在ウクライナ日本大使館に正式要請書を提出してほしい旨を伝え、大臣より、経済省の職員とコンサルタントの協力により要請書の作成を進めたい、日本の協力に感謝したい、と述べた。

大使館報告

日時：2003年5月30日（金）16：00～17：45

出席者：天江大使、新名書記官、川西企画調査員、黒川、宮内、高橋、水口（調査団）

入手資料：日本センターイメージ図、世銀の対ウクライナ協力戦略ペーパー（ドラフト）

会議要旨：

1. 冒頭、黒川団長より、モルドバからウクライナへの陸路による国境越えの経緯と留意点を報告した。またモルドバにおける調査結果について報告した。
2. 引き続き、高橋団員より、保健医療分野の調査結果について以下のとおり報告した。
 - (1) 国立輸血センターの件について、大統領色が強く、先方は大災害時の備えや、HIV感染のリスクを想定して優先度が高いとしているが、これらの要素は、実際に問題になっているという根拠に薄く、問題の優先性を高めるものではない。むしろ必要以上の要請であり、予算を圧迫するため、更新が必要とされる機材のみ適正規模で機材供与をすることが望ましい。またUSAIDが既に遠心分離機を2台入れており重要な点をカバーしているが、血液事業はラインの一点でも途切れるとうまくいかないのが、他ドナー支援と併せて協力することが重要。〔大使より、草の根無償（上限2,000万円）で実施するという話も本省と進めているとの話を受け、〕すべてのラインを整備するには1～2億円規模の協力が必要であるが、10億円の案件ではなく、面積・人口規模も少ないモルドバに血液センターは3つも不要である。
 - (2) 1次レベル母子保健医療機材整備について、母子保健はPHCの8つの分野のひとつであり、3次レベル、2次レベルと実施してきたところ、1次レベルを実施しない手はない。しかし、今回想定されている機材供与対象病院は、病院として位置づけられているなかで

は1次レベルであるが、実は更にその下にもいくつかのレベルの医療施設が存在し、要請機材内容も実質は2次レベルのものである。基本的には最下層のレベルからピラミッド型にレファレルシステムを構築することが望ましいが、現在このような構造になっている以上、今回対象となっている病院レベルも跳ばせない。UNICEFも同様の認識をもっているため、国際ドナーと協力し、1次レベル病院以下に位置する家族病院以下の病院にも支援しつつ、バランスの取れた体制を整えるべき。

(3) 職業病センターへの労働衛生管理専門家の派遣について、これは大学病院の中に存在する職業病センターの教授が要請書を作成したもののだが、労働衛生管理は、臨床、予防、労働行政の3つの面で連携がとれて始めて実現するものであり、省庁間の連絡調整能力が非常に弱い現状では、取り組むことは難しい。まずは、3つの要素をまとめて考える必要性を行政側に提言し、認識させることが必要であるため、今後日本がこの分野に取り組むのであれば、3か月程度の専門家派遣により調査を実施し、戦略づくりからはじめる必要がある。

以上に対し、大使より、モルドバは旧ソ連の影響により多くの面において経営が非効率的であるため、人材のトレーニング並びにブレインストーミングを行うことが必ず必要になってくる、という認識を示した。

3．引き続き、黒川団長より、ウクライナ・モルドバ両国に援助を実施する際の留意事項を説明した。特にウクライナにおける日露通訳の手配については、支障を来す場面もあったため、今回は日本から通訳を連れて行きたいと述べた。これに対し、大使より、現在レベルの高い日露通訳が存在しないため、今後日本センターで優秀な通訳を育成していきたいと述べた。また陸路移動による国境通過問題に言及し、今後は両国経済省を巻き込んで、通関に連絡が伝わるようにしたいと述べた。

4．大使より、川西企画調査員の後任として、元ウクライナ・モルドバの企画調査員であった原 純子氏、及び元タシケント日本センターの次席であった田宮氏(女性)を推薦したいと発言があった。

5．引き続き大使より、今後の日本センター構想のポイントについて以下のとおり説明があった。

(1) JETRO的機能の導入 対日貿易の拡大へ

(2) 文化事業部門では特日本語通訳のプロフェッショナルの育成に力を入れる。

(3) 日本、ポーランドとの三角協力を、遠隔教育を通じて実施。キエフ工科大学のレベルは高い。

(4) ドニプロペトロフスクなど、地方ネットワークの強化へ

(5) センターの場所として2,000㎡規模を想定

(6) 現在先方が改修工事にかかる経費をすべて負担しており、日本からお金を出していない。
専門家派遣により、ある程度の設備改修費を出せないか検討してほしい。

6 . さらに天江大使より以下の点につき言及があった。

(1) 技術協力協定については、8月末から9月1日2日に川口外相のウクライナ訪問に併せて締結できるよう6月に交渉を進めたい。またチェルノブイリ被災者支援についても、外相に訪問してもらい、発言に含めてもらうことを想定。

(2) 経団連ミッションからは2年前とウクライナの印象が大きく変わったというコメントもあり、米国も見直しつつあるという。同国の経済の動きは早く、協力のタイミングが重要。
短期決戦。

以上

モルドバプロジェクト確認調査 会議議事録（保健医療分野）

5月24日（土）

キエフよりモルドバのキシニョフへ移動。

5月25日（日）

資料整理

日時：5月26日（月）10：00

場所：保健省

出席者：相手先 GERMAN大臣、DOMENTE国際関係室長

調査団 高橋、深美、通訳

大臣より、「今までのプロジェクトはいずれも成功しており、日本からの協力に感謝申し上げる。特に周産期医療では、良い結果が出ていることが統計指標にも現れている。昨年、駐ウクライナ日本大使が訪問され、血液事業のリハビリテーションの重要な問題のほか、周産期医療の第1次レベルへの展開や労働衛生の基礎調査について、重要性を理解された。特に血液事業については、当国では大きな地震が20～30年に2回の割合で発生しており、防災事業の面からも重視している。よろしく御協力をお願いしたい」とのコメントがあった。

日時：5月27日（火）11：00

場所：世界保健機関（WHO）

出席者：相手先 PAVEL URSU駐在連絡官

調査団 高橋、深美、通訳

WHOでは、モルドバの保健政策改革を中心に幾つかのプロジェクトを実施している。（日本が貢献している）母子保健の分野ではワークショップをUNICEFと共同で開催し、感染症対策ではグローバルファンドと世銀の資金（2年間で500万米ドル）を投じて、結核とHIV対策に当たっている。HIV対策では治療とケアの指針作成、第二世代サーベイランス、母子感染予防など幅広く活動しているが、WHOとしては保健情報とりわけサーベイランスの構築を重視している。非感染症対策では、地域に根ざした疾病対策を進めている。それには、人材養成と医療保険制度の立ち上げが関係しており、それらの調整にも関与している。

医療行為を介したHIV感染は（隣国のルーマニアで深刻な問題を起こしたこともあり）強く懸念されている。血液事業への協力は、それなりにニーズがあると考えられる。EUは血液事業への借款を申し出ているが、進捗はない。緊急医療については、米国が支援していたが、2000年で終

了して以来、ドナーは付いていない。防災事業としての血液事業は、役所の作文として出てきた話と考えてよからう。

日時：5月27日（火）14：00

場所：国立血液センター

出席者：相手先 Vctor Cojocaru所長

調査団 高橋、深美、通訳

モルドバでの血液事業は、2001年に新しい計画が開始され、以来WHOの基準にのっとった事業が進められている。地方での活動拠点は、病院から地域の血液センター（BeltsiとCahulにある支所2か所、ただし実質的には前者のみ運用中）へ移行中である。一方、血液分画の精製や感染症スクリーニング検査などは、Chisinauの本所へ集中させ、すべての献血をテストしている。献血事業は、2002年の1～3月期には3,300単位の収集であったところ、2003年の同時期には9,600単位へ増大している。モルドバの献血システムの主流は、患者の主治医が輸血を必要とした際に、患者と家族に必要な単位数を伝え、その分を親族や知人が血液センターへ献血することで、必要血液が供給される仕組みとなっている。したがって、真の意味で自発的な献血であることは稀である。血液製剤を作る必要機材は、保存用冷蔵庫2台がUSAIDから供与されており、その他はほとんどが旧式の機材であった。あちこちの部屋に機材を分散させて、非効率で汚染リスクのある製造工程については、「古くて重い機材を動かすと、故障または破損するから」現状のままにしているという。感染症のスクリーニング用機材（試験キット）は、（EU加盟時の条件を意識してか）WHO基準よりも厳しいEU基準に合わせようとしている。800万ドルの機材供与要請の内容について所長は、「実態調査を行って、より妥当な規模に縮小することでも構わない」と返答した。血液事業の要請案件にも一応のニーズはあるようなので、近く日本人専門家を派遣して共同で調査を行い、実現に向けて更に調査できないか検討したいと上申した。先方より、具体的な調査項目について質問があったので、調査団のコメントとして帰国前に回答するとした。

日時：5月27日（火）16：00

場所：国連児童基金（UNICEF）

出席者：相手先 VICTRIA BERDAGA医官、LILIA JELAMSKY医官

調査団 高橋、深美、通訳

ユニセフでは0～7歳児を対象とした幼少期ケアプログラム、小児の保護プログラム、青少年の健康開発参加プログラムなど、各年齢で重要な社会問題に焦点を当てたプロジェクトを並行して実施している。母子保健に関係したプログラムは、幼少期ケアに含まれる。近年モルドバでは、行政区画が改編されたこと、助産婦の資格が廃止されて家庭医との混合していること、受益者負

担の医療保険が始まったこと等々、母子保健をとりまく環境が急激に変化している。医療機材の維持管理については、消耗品の価格が高く、かつ入手しにくい（1年半から2年に一度の供給）点に御留意頂きたい。この分野には最近UNFPAも進出しており、ドナー側も状況が変わっている。日本が母子保健分野で協力していることはよく承知しており、今後の活動についても、UNICEFとしては引き続きフォローしたいと考えている。密な連携をお願い申し上げる。

日時：5月28日（水）10：00

場所：国立キシニエフ病院（？）職業病部門

出席者：相手先Vusile Botnari教授

調査団 高橋、深美、宮内、通訳

当部門には30床の入院施設があり、4名の臨床医がレイノー病、難聴、ライムストーンの粉塵吸入による慢性肺疾患、殺虫剤中毒、職業に関係した感染症（ブルセラ症、結核など）など様々な疾病を治療している。機材が不足しているために、研究をすることは難しい。今後の労働衛生の発展について、日本の専門家の知恵と助言を仰げれば有り難いと考えている。

日時：5月28日（水）12：00

場所：国立予防医学センター

出席者：相手先 NICOLAE OPOPOL副所長

調査団 高橋、深美、宮内、通訳

モルドバは独立以来、職場のシステムが混乱して衛生状況が悪化している。さらに、労働者の健康状況そのものの悪化が懸念されている。職場におけるヘルスケア政策の立案について、日本の労働衛生の専門家の助言と指導を仰げれば、と考えている。

日時：5月28日（火）14：00

場所：国立母子病院

出席者：相手先 STRATULAT副院長

調査団 高橋、深美、宮内、黒川、通訳

日本政府から1999年と2001年に供与された医療機材は順調に作動しており、良い協力の一例として感謝している。出生率の低下が近年やっと止まったが、これも日本の協力のおかげである。モルドバでは1998年にPHCシステムに基づいた周産期医学が位置づけられ、以来レファレルシステムについても発展が続いている。新生児の搬送基準は、出生時体重が1.8kg未満の新生児は当院（第3次病院）で治療、それ以上の体重で出生児に異常のある児は地方病院（第2次病院）で治療、正常出産による正常児は地域病院（第1次病院）でフォローアップすることとなっている。

モルドバでは、更にその下に家庭医とナースからなるファミリーメディスン・センターと、医介補(フェルチャー)が勤務している保健センター(アンビュラトリー)がある。第1次病院には、産科、小児科、外科、感染症科、内科があり、日本との協力で、このレベルの医療機材を整備できれば、と考えている。

調査団より、第1次病院はPHCレベルでは2次医療レベルにあたり、このレベルへの協力よりも家庭医レベル(PHC本来の1次レベル)への協力を主眼としていること、第1次病院への過大な機材供与は、機材管理や運用に多大な経済的負担をかけることになる点を説明したが、あいにく副院長からは良い理解を得られなかった。供与した機材はいずれも正常に作動していたようであったが、ほぼ同様な産科施設が病院敷地内に2か所あり、日本から供与した機材が集中して利用されていなかった。第3次病院と謳いながら、多くの妊婦は正常出産の症例であった。後日、更に下部の施設を視察できるよう、副院長に要請した。

日時：5月29日(火)9:30

場所：保健省

出席者：相手先 GERMAN大臣、DOMENTE国際関係室長

調査団 黒川、宮内、高橋、深美、通訳

保健省は一昨日までに新庁舎に移転(旧小児病院の建物)し、そこで大臣への報告を行った。黒川団長より団長所感が述べられ、特に病院経営と職業病センターの案件には、専門家派遣を検討する旨が表明された。大臣からは要請書には不完全な部分もあったかと思うが、いずれもニーズの高い案件であること、特に優先度の高いものは、1)国立輸血センター、2)PHC 1次レベル母子保健、3)救急医療の順である。調査団より救急医療について、今回十分に視察できなかったことを述べると、大臣より救急サービスは現在中央化が進んでおり、協力頂ける可能性があるとのこと。調査団より医療サービスの効率化、特にベッド数や人材の適正削減について言及すると、大臣は人口当たりのベッド数は超過していないこと、施設の運営効率が悪く、施設へのアクセスが悪いのは、経済状況に問題があるため、と返答された。血液事業について、大臣から急速な拡大は考えていないとのコメントがあった。母子保健分野への協力では、第1次病院と第2次病院のレベルは異なるので、適正な機材を検討して頂ければよい、とコメントがあった。職業病センターへの支援については、労働衛生を発展させるうえで労働省や環境省との連携が必要との調査団からの指摘に対して、大臣から連携調整は問題とならないので、協力をお願いしたい、との返答があった。

日時：5月29日(木)12:00

場所：国連児童基金(UNICEF)

出席者：相手先 VICTRIA BERDAGA医官、LILIA JELAMSKY医官

調査団 高橋、深美、通訳

昨日、国立母子病院を訪問した際に、STRATRATA副院長と見解の相違があった第1次病院レベル（PHCでは第2次レベルに相当）への支援の是非について、UNICEFの見解を確認するため、急遽訪問した。両医官とも地域病院が現行の医療サービスシステムに存在し、そのレベルの病院の機材が著しく旧式化している以上、それを飛ばした下位への支援は現実的ではないこと、ただし過剰な機材供与は経済的にも消耗品供給上も本来の医療サービスの内容を圧迫するおそれがあることを指摘された。家庭医レベルの母子保健活動支援では、世銀やユニセフが保健省と協力して、HIFというプロジェクトを設立し、既に家庭医センターに基本医療機材（聴診器、血圧計、身長・体重測定器程度の機材）を供与し始めている。日本政府としては、そのレベルでまだ供与が実施されていない地区をカバーするとともに、第1次病院レベルへも最低限必要な医療機材を供与するのが最も効果的で現実的な対応であろう、とのコメントがあった。明日以降、HIFとの協調を更に話し合うこととしている。

5月29日（木）14：00

場所：Kishinev Municipal Hospital No. 1

出席者：相手先 Ludmila RUSU小児科副局長

調査団 高橋、水口、深美、通訳

前回の無償案件である「第2次レベル医療施設医療機材整備計画」の対象病院である。

機材の視察では、手術室の無影灯が故障して動かないと言われて調べたところ、ヒューズが切れているだけであった。技術者がいれば簡単に直せるはずであるが、だれも修理しようとしなない。理由はよく分からないが修理するとその責任を負わされるのでだれも触れたくないのかもしれない。電解質分析装置と、血球計数装置が試薬がないので止まっており市の予算で試薬等を購入することになっているが購入できないでいる。顕微鏡の電球が電圧が安定していないため切れており使用できない状態である。電圧安定装置を付けるべきであった。

5月29日（木）15：30

場所：Anenii-Noi病院

出席者：相手先 Alexandsu Nastas院長

調査団 高橋、水口、深美、通訳

今回の要請案件である「1次レベル母子医療施設医療機材整備計画」の対象病院である。

ベッド数が188あり、スタッフは約400人で、医師が68名、看護婦160名である。この地域の人口は約8万6,000人で出産数は560人/年である。既存機材はどれも古く10年以上経っているものが

ほとんどである。院長は、特に診断には超音波診断装置が必要であり、一番ほしい機材であると言っている。

この病院の下には15のAmburatory(外来診療所)があり、医師62名、看護婦200名が働いている。

5月29日(木)16:30

場所: Amburatory (外来診療所)

出席者: 相手先 Valeviu Savbu医師

調査団 高橋、水口、深美、通訳

上述の15のAmburatoryのひとつで家庭医8名、小児科医師2名いる。医師は大体1日10~20人の患者を診察する。医療機材は聴診器等の簡単なものだけである。またひとつの村落(1,800人)を担当している医師は回診をしており週に3回行っている。1回の診察には約40人の患者を診察する。村には医師の診察所があり、ワクチン接種、ファミリープランニング、ライフスタイルの教育を行っている。

5月29日(木)16:30

場所: ヘルスセンター

出席者: 相手先 Boris BUCIUCEANU医師

調査団 高橋、水口、深美、通訳

Family Medicine Center の下の施設で家庭医が4名、看護婦が3名いて一人は助産婦である。昨年世銀より機材の供与があり、新生児処置台、体重計、聴診器などがあつた。

5月30日(金)10:00

場所: Moldan Holding会社

出席者: 相手先 Gherman Vladimir社長

調査団 深美、通訳

Moldan Holdingは医療機材の輸入、販売、代理店としてモルドバで一番大きな会社で数社からなるグループ会社で母子病院(日本が援助した病院)の敷地内にあり、日本の多くの医療メーカーの代理店にもなっている。グループのひとつにMoldan Serviceがあり、28名のスタッフがあり、その内23名がエンジニアである。ここは医療機材のメンテナンスを主として行っており、保健省との関係も強く、全国の地方病院のすべて、母子病院、国家安全病院、ガンセンター等の多くの病院で活動している。取り扱い機材は、X線装置、超音波診断装置、内視鏡、心電計、モニター、歯科装置、保育器等であり、メンテナンス契約は基本的には、それぞれの病院ごとに契約している。例えば母子病院とはすべての医療機材のメンテナンスを1か月3,500ドルで請け負っている。

この会社の機材のメンテナンス能力及び消耗品、試薬の供給体制は、その費用さえあればまったく問題ないとする。

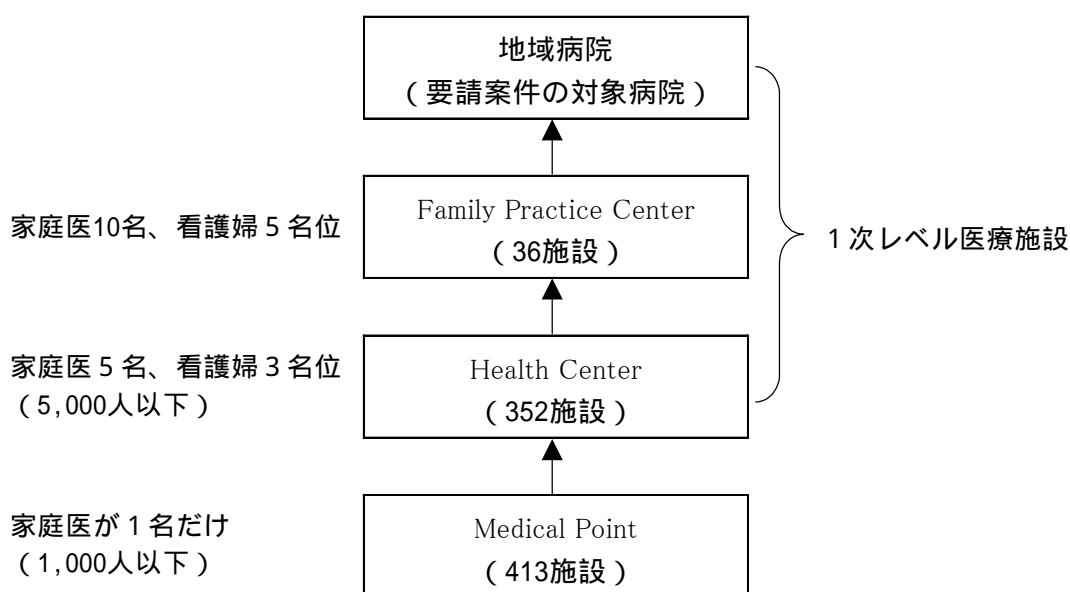
5月30日（金）13：30

場所：World Bank（Health Investment Fund（HIF）オフィス）

出席者：相手先 Victor VOLOVEI局長 Viorica Berdaga医師（ユニセフ）

調査団 深美、通訳

HIFとは世銀が現在PHC施設に行っているプロジェクト名であり、ユニセフの医師とその内容を確認するために訪問した。現在モルドバでは、PHCレベル施設は基本的に以下のようになっている。



HIFプロジェクトはFamily Practice Centerのすべての施設、Health Centerの254の施設に医療機材を供与することになっており、現在進行中である。仮に日本側が、地域病院の下の施設に機材供与をすれば、Health Centerの残りの98施設とMedical Pointになる。HIFがいうには、Health Centerをすべてカバーできないのは、予算が足りないからであり、またMedical Pointは村落にある小さな事務所であり、医療機材は必要ないとのことである。

6月2日（月）11：30

場所：Beltsi Blood Transfusion Center

出席者：相手先 Nicolae Cociu院長

調査団 深美、通訳

この輸血センターはモルドバの北部の中心都市（人口約18万人）であるBeltsiにあり、キシニョフより車で2時間半位である。施設は1971年に建てられたもので、既にかかなり古くなっている。

医師が10名、検査技師が9名、看護師が60名である。当輸血センターがカバーしている地域は、北部のBeltsi、Edinet、Soroca地域及びOrhei地域の一部であり、これらの地域の14の病院で採血を行っていて、その内3病院は病院より血液が運ばれてくるが、他の病院は当センターより取りに行かなければならない。年間の採血量は4,500~5,000 lでドナー数は約1万4,000人であり、最近HIV感染者がいるので、検査には十分気をつけいとのことである。採血の主な対象者である20、30代の方は海外に出稼ぎに行っている人が多くドナー数も減少していたが、最近少しずつ増えてきているそうである。採血の方法としては、最初スクリーニング検査（RH、肝炎、HIV等）を行いそれでOKであれば登録され（登録はコンピューターで行っている）、採血が行われる。当センターではスクリーニング検査で、6~7%の人の血液はダメであるとのこと。

現在、採血を効率的に行うため施設の一部を改築しているところで、スクリーニング-登録-採血-血液保管を続き部屋にして、一連の作業をスムーズに行えるようにするそうである。施設の機材に関しては、冷蔵庫、冷凍庫、遠心器、ラボ機材を視察したが古い（20年位）ものがほとんどあるが、一部最近購入した、遠心器、冷蔵庫がみられ、これらは施設の予算で買ったものである。院長によれば、血液の需要は今のままでは足りなく、目標としては、年間8,000lであり、そのためにも日本の援助で機材の更新ができればと考えている。しかしながら、もし援助をしてくれるならば、なるべく早くしてもらわないと、時間がたてば必要である機材が変わっていくそうである。また2年前に、ミッションで輸血の専門家がきて調査していったそうであるが、そのような情報はどこにもなく、多分どこかの商社の人だと思う。

6月3日（火）11：00

場所：国立母子病院

出席者：相手先 STRATULAT副院長

調査団 深美、通訳

先日のワールドバンクのプロジェクトであるHIFの内容を副院長に説明した。内容は1次レベル病院の下の医療施設に対する機材供与であり、その大部分の施設がプロジェクトでカバーされ、仮に当案件が実施される場合でも、同じ施設に機材を供与することはなく1次レベル病院中心のプロジェクトなるだろうという旨を伝えた。副院長の反応としては、当然だろうというような感じで、早く当案件が実施されることを願うだけであると言っていた。

6月3日（火）14：00

場所：キシニョフ市立救急病院

出席者：相手先 Gheorghe Gobanu院長

調査団 深美、通訳

午前中に一度病院に行って副院長と話したが病院のことをほとんど把握してなく、午後に院長との面会を取り付けた。

モルドバでは、救急の場合は電話で903をかけると、一番近くの救急病院か、救急ヘルスケアステーションにつながるようになっており、そのスタッフが状況により対応することになっている。全国で救急患者を受け入れる病院は11あり、救急ヘルスケアステーションは12か所ある。当病院はモルドバで一番大きな救急病院であり、579床、医師680名、看護婦1,074名で部門は外科、婦人科、神経科、外傷科、透析科、ICU、蘇生科などがある。救急の呼び出しは1日約600回あるそうで、1日の患者数は約240人である。救急ヘルスケアステーションで処置できない場合はその地方の病院か当病院に搬送されることになっている。救急で来る患者で一番多いのは、事故等による外傷患者で続いて心臓系の病気の患者である。当病院では、救急車は市内4か所を含めて65台あり、その内39台は最近ドイツのフォルクスワーゲンのもの買っている。院長によれば救急車65台ではたりなく、約100台必要であるそうである。

機材に関しては、通信室、手術室、ICUを見せてもらったが、通信室には10台位の電話付きの通信装置があり、1968年製のもので半分位故障していた。手術室は3つあるが現在改築中であり機材はよく見れなかったが、あまり機材があるようには思われなかった。ICUは、8ベッドあり患者監視装置、人工呼吸器があったが非常に古いもので20年以上たっており、故障しているものもあった。国の一番の救急病院のICUがこの程度であるのは少々驚いていた。この案件の要請は、救急車及びそれに付随する機材の供与であるが、それ以上に病院の機材整備の方を優先すべきであると強く感じた。

6月4日(水)10:00

場所：ECHIPA MED オフィス

出席者：相手先 Valeriu IURCHEVICI社長

調査団 深美、通訳

この会社は1889年に設立されスタッフは9人で、その内2人はエンジニアであり、診断センター(病院)なかにオフィスをかまえている。多くのメーカーのエージェントになっており、主なものはドイツのDrager、Human、日本のシスメックス、デンマークのラジオメーターである。取り扱い機器は、麻酔器、人工呼吸器、保育器、患者監視装置、血球カウンター、血液ガス分析装置などであり、最低限の消耗品などはストックしているそうである。機材のメンテナンスに関しては、病院側はいつも予算がないので技術料は無料で、スペアパーツ、消耗品、試薬の代金だけもらっているそうである。1999~2001年にかけてUNICEFの母子保健プロジェクトで、2次レベルの病院に機材を納入したそうである。印象として会社の技術レベルは、普通にあると思われ機材の維持管理能力も特に問題ないと思える。

6月4日(水)14:00

場所: IMUNOTEHNOMED Ltdオフィス

出席者: 相手先 Sergiu RATSA社長

調査団 深美、通訳

この会社は、10年前に設立され主に検査機材、医療消耗品などを扱っており、メーカーのエージェントとしてはドイツのEppendorf、Luica、米国のBaxterなどである。現在スタッフは10人のうち2人がエンジニアで米国、西ヨーロッパで研修を受けるそうである。取り扱い機器、消耗品は遠心器、ピペットディスペンサー、ケミカルアナライザー、血液分析装置、透析フィルター、検査試薬などである。試薬を取り扱っているためオフィスのなかに簡単な試薬検査室があり、生化学専門技師が1人働いている。倉庫を見せてもらったが、消耗品がたくさん保管されており、また大きな冷蔵庫にも試薬が保管されていた。当社は世銀のプロジェクトであるHIF (PHC施設への機材供与)に参加しており、顕微鏡を納入している。当社の技術レベル、マネジメントはしっかりしており、機材の維持管理能力、消耗品の供給体制は問題ないと思う。

6月5日(木)10:00

場所: EU-TACIS オフィス

出席者: 相手先 Dumitru Maximencoチームリーダー

調査団 深美、通訳

TACISのスタッフはプログラマー、テクニカルスタッフ、法律専門家からなっており、主としてPHCを中心とした活動を行っている。

PHC改善のための世銀プロジェクトであるHIF以外、現時点では他のドナーは医療機材の供与を行っていないはずである。UNICEFは主として母子保健のための活動をしていて、以前は母子保健活動のための機材給与を行っていたが、今は機材供与は行っていないと思う。TACISは試験的に2つの病院にITのためコンピューターを供与しており、SOROS財団の基金で(実業家の基金)ITの初期トレーニングを行い、モルドバにおける健康保健の実施に必要な1)医療サービスを受けられる人の登録、2)健康保健のパッケージ、3)保険病院の認定、4)病院の情報管理のシステム、5)医薬品の購入、分配システムの改善等協力している。

主要プロジェクトとして1)PHCを率先して再構築しているHIFのアシスト、2)WHO、UNICEFと共同でPHCへの技術援助、3)SOROS基金による、医療学校、情報社会基盤の整備がある。

JJICAの1次レベル病院への機材供与に関し尋ねたところ、1次レベル病院への機材供与はよいアイデアだと思う。なぜなら、しばらく機材供与が行われていないので更新することが重要である。ただし、同時に機材供与後は、1)医師にその使用方法を教えること、2)メンテナンスの方法を技師に教えること、3)消耗品、試薬の供給体制を作ること、この3要素が十分にできればプロ

プロジェクトは成功するのではないか。また医師及びレベルの高い技師等は、精巧な機材をほしがりますが、1次レベルには基本的な機材を供与することが重要である。

6月5日(木)14:00

場所: USAID オフィス

出席者: 相手先 John C. STARNES

調査団 深美、通訳

保健省より、結核に関する新たなプロジェクトの依頼があり、それはDOTSプログラムとともに1病院と3つの地方の検査室で行われるもので、トレーニング、検査室を一新し、検査機材を供与するものである。プロジェクトは2003年9月からスタートする。これはヘルスケアにおける最初の保健省との大きな協調であり、もし他の感染症のプロジェクトがあるとなれば肝炎のプロジェクトが有力である。HIV/AIDSに関しては、プレッシャーがありできなかったが、他のドナーがカバーしてくれた。しかしUSAIDとしても行わない訳にもいかないため、来年位からHIV/AIDSプロジェクトを始めるだろう。

このプロジェクト地域では考慮すべき補助が必要であり、それは地方の検査室からのサンプルを得るための輸送システムである。USAIDとしては、契約でたぶん車は供与しないことになるので、輸送は保健省で行ってもらう必要がある。

これまでモルドバに対する供与機材による米国の医療施設との協力関係があり、USAIDは世界的なファンドに対する大きな貢献者である。モルドバの多くの病院は医療機材が必要であり、彼等はメンテナンスもできるが、USAIDはメンテナンスが容易な機材を調達するが精巧な機材調達しないようにしている。医師たちは現代的な医療機材の扱うための知識を有しているがそれを試すための機材がない。また試薬、消耗品の調達能力も重要である。

6月6日(金)10:00

場所: 保健省

出席者: 相手先 Dr. Stefan SAVIN

調査団 深美、通訳

これまでのお礼を述べるとともに、今回の調査では一番優先度が高いのは1次レベル医療機材整備計画であり、輸血センターは必要性は認められるが需要度が判断できず、既存機材の更新であれば案件として成り立つ可能性ある旨を伝えた。

以上

3 . 調査団作成による要請書案 (先方政府提出済み)

(Draft)

Form A 1

TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

PROPOSAL

By the Government of Ukraine

for an expert, i. e., Advice on Institution Building for Dissemination of Productivity Movement to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

1.Back ground Information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).

Productivity movement covers wide areas of issues such as increasing productivity, quality, labor safety and environment-friendliness. However, productivity of Ukrainian industries as a whole has remained very low, and improvement of this situation is an urgent task for the country from many social and economic aspects. Although there are some organizations that concentrate their efforts on research, consulting and dissemination of productivity concepts/methods, there is no comprehensive mechanism for nationwide dissemination of this move. In this respect, it is important to increase capacities of both policy makers and implementing agencies in relation to effective dissemination of productivity movement concepts and technique.

Productivity Center located in Kramatorsk, Donetsk region was established almost 30 years ago and reorganized in 1992. It works as the only one and leading research and consulting institution for productivity improvement activities. The organization is a governmental body under the Ministry of Labor and Social Policy of Ukraine and the number of staff amounts to 70 including 10 specialists for productivity movement.

Productivity Center has a potential to be the center of leading productivity movement and of dissemination of the issue/methods by implementing training of specialists and trainers of emerging consulting firms and BDS providers on the matter by reinforcing its institutional capability. Mechanism to support increase awareness of productivity movement among SMEs (Small and Medium Size Enterprises) could be designed and introduced either at the Ministry or Productivity Center, because developing competitive SME sector has become a central issue in Ukraine.

To tackle with these issues, advise on institution building for effective dissemination of productivity movement to the Ministry of Labor and Social Policy by a dispatch of Japanese expert is urgently needed.

<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Advisor for institution building on dissemination of productivity movement concepts/method</p> <p>(b) – Review of current productivity improvement activities and institutional framework in Ukraine</p> <ul style="list-style-type: none"> – Assessment/evaluation of activities and capabilities of Productivity Center as a leading organization for research and dissemination of productivity movement – Assessment/evaluation of activities and capabilities of several, emerging BDS (Business Development Service) providers in relation to productivity movement – Planning /organizing seminars/workshops in relation to the recent development of productivity movement in Japan and effective dissemination mechanism – Assessment/proposals for institution building of nationwide dissemination of productivity improvement and proposals for reinforcement of Productivity Center for the purpose <p>(b) – Department of Policy on Labor Regulations and Safety (in charge of Productivity Center), Ministry of Labor and Social Policy of Ukraine</p>
--	--

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

(2)

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 15 years experience in institution building of productivity improvement activities and up to 65 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p> <p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p> <p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p> <p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p> <p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p> <p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p> <p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p> <p>(f) what leave arrangements are suggested?</p> <p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p> <p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p> <p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p> <p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	<p>May 2004 – July 2004 (3 months)</p> <p>Kiev and frequent visit to Kramatorsk, Donetsk region</p>

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Ukraine
for an expert, i. e., Advise on Policy and Implementation of SEZ (Special Economic Zone)
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

1. Back ground Information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).

Promotion of investment, particularly from foreign countries (FDI; Foreign Direct Investment), is an urgent task for Ukrainian economic development. FDI is a major driving force to introduce and accumulate new capital, technology and management technique, and it also contributes to developing SMEs (Small and Medium Enterprises) by itself and by inviting investments by others along business and manufacturing chain.

Based on Laws on SEZ in 1992, around 20 SEZs have already been established since 1998. Examples of major SEZs are Yavoriv, Slavutych, Kurortopolis Truskavets, Porto-Franco and Zakarpattya. Establishment of SEZ is initiated and designed in detail by local governments and the Parliament approves the plan. Purposes, rules/regulations, incentives and restrictions at SEZs vary widely, and along with unclear deliver of rules and regulations by local authorities, this often makes confusion among investors. Volume and value of FDI to Ukraine has stayed very low compared to the cases of other former eastern European and CIS countries. It is necessary to make a candid assessment of current situation and implementation of SEZs and also to make recommendations in order to promote further development of SEZ in Ukraine.

To tackle with these issues, advise on policy and implementation of SEZ to the Department of Regional Economy, Ministry of Economy and European Integration by a dispatch of Japanese expert is required.

<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Advisor on policy and implementation of SEZ</p> <p>(b) – Review of current legal and institutional framework of SEZ</p> <ul style="list-style-type: none"> – Assessment/evaluation of current situation and issues of existing SEZ by visiting some – Knowledge and technical transfer on FDI promotion measures in other countries, including issues of institutional framework and implementation of SEZ, Free Trade Zone (FTZ) and Export Processing Zone (EPZ) – Planning /organizing seminars/workshops in such issues as SEZ, FDI promotion, export promotion and international marketing in order to transfer technology and to make capacity building of relevant people both public and private sectors – Assessment/proposals for improvement of implementation measures of SEZ (rules/regulations, basic infrastructure, benefits and incentives, contacts with potential investors, etc.) and also implications on institutional framework of SEZ development/management <p>(c) Department of Regional Economy, Ministry of Economy and European Integration</p>
--	---

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 15 years experience in policies and implementation measures on FDI promotion, SEZ, FTZ and EPZ and up to 65 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p> <p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p> <p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p> <p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p> <p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p> <p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p> <p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p> <p>(f) what leave arrangements are suggested?</p> <p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p> <p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p> <p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p> <p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	<p>May 2004 – July 2004 (3 months)</p> <p>Kiev and several visits to existing SEZs</p>

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Ukraine
for an expert, i. e., Institution Building of Trade/Investment promotion organization (DZI)
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

1. Back ground Information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).

Trade and investment promotion is an urgent task for Ukrainian social and economic development, given an expected WTO accession in 2004. In this respect, it is important to build up an effective trade and investment promotion organization that accumulates and provides information of domestic/international market, international marketing, and rules/environments of international competition including WTO rules, and investment environment/rules/regulation. The organization is also expected to work as a catalyst for international and foreign direct investment (FDI) by providing information, seminars/conferences and consulting services.

National Research and Information Center for Monitoring International Commodity Markets (DZI) under the Ministry of Economy and European Integration was established in 1996. DZI has studied the area of Ukrainian foreign trade and accumulated/processed economic data since its inauguration. The organization makes marketing surveys, information and consulting services, and publishes such periodicals as Ukrainian Market Review, Metal Monthly, AGRO-Perspective, and Price Review of Ukrainian and World Commodity Market with its staff of around 50.

DZI's functions and activities should be reinforced in many aspects in order to become a central Trade/FDI promotion organization in the country. The organization should be installed with comprehensive, but easy-to-treat database system. Because developing competitive SME sector has become a central issue in Ukraine, supporting trade (export) by SMEs and encouraging FDI to Ukrainian SME sector would be a new role of the organization.

To tackle with these issues, assistance in institution building of National Research and Information Center for Monitoring International Commodity under the Ministry of Economy and European Integration by a dispatch of Japanese expert is urgently needed.

<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Advisor for institution building of DZI</p> <p>(b) – Review of current DZI activities and its information/statistical system – Assessment/evaluation of DZI to become an effective Trade/FDI promotion organization – Knowledge and technical transfer of Trade/FDI promotion measures in Japan and other countries, including issues of WTO accession, export promotion, effective establishment/use of statistical system (DB: database) – Planning /organizing seminars/workshops in such issues as WTO accession, FDI promotion, export promotion and international marketing in order to transfer technology and to make capacity building of relevant people both public and private sectors – Assessment/proposals for building up DZI activities in order to promote trade by SMEs and FDI to Ukrainian SME sector.</p> <p>(c) National Research and Information Center for Monitoring International Commodity Markets (DZI), Ministry of Economy and European Integration</p>
--	---

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 15 years experience in Trade/FDI promotion measures and up to 65 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p>	<p>May 2004 – July 2004 (3 months)</p>
<p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p>	<p>City of Kiev</p>
<p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p>	
<p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p>	
<p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p>	
<p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p>	
<p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p>	
<p>(f) what leave arrangements are suggested?</p>	
<p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p>	
<p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p>	
<p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p>	
<p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Ukraine
for an expert, i. e., Policy Advise on Small and Medium Size Enterprise (SME) Development
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

1. Back ground Information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).

SME sector in Ukraine has not been large up to now, but its importance for the country's social and economic growth is increasing. The Law on State Support to Small Entrepreneurship defines a small business as having fewer than 50 employees, and which provided for regional and local bodies to produce programs of small business support and to establish small business support and development infrastructure such as business centers, incubators, and provision of financial credits for small business. There were 1,411,000 small businesses in 2000. They employed a total of 1.7 million people. Medium sized enterprises in Ukraine are defined as having between 51 and 250 employees. SMEs are more prevalent in retailing, trade and catering, where the government estimates that more than 90 per cent of enterprises are small. They employ 77% of all employees and account for 80% of turnover.

However, there are still many challenges to stimulate an effective SME development. "A" region is characterized as a center of "B" and "C" industries in the country and effective development of SME environment in the region has a strategic importance for nationwide SME development policy. Therefore, an assessment of situations and environments of SMEs and capacity building of relevant people both in public and private sectors in "A" region are required in order to contribute to building up competitive SME industrial sector. Implementing status of SME promotion policies and measures should be carefully reviewed, and recommendations be prepared to cope with the changing situation of the Ukrainian SME sector. To tackle with these issues and to contribute to promoting effective SME development, a dispatch of Japanese expert to the Ministry of Economy and European Integration is urgently needed. The expert should focus on analyzing situations and issues of SME promotion measures and implementation, and prepare recommendations on policy measures and implementation with a particular emphasis on "A" region

<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Policy advisor for SME development with a focus on analysis of SMEs in “A” region</p> <p>(b) – Review of current SME development and SME promotion policies/measures in Ukraine</p> <ul style="list-style-type: none"> – Knowledge/technical transfer of SME promotion measures in Japan and other countries. – Assessment/evaluation of statistics and information of SMEs with a focus on “A” region. – Visiting local governments, SMEs and SME promotion support organizations “A” region, assessing issues and problems to be solved, particularly of industrial linkage and clustering in relation to “B” and “C” industries, and proposing recommendations for more effective SME development in “A” region. – Planning/organizing seminars/workshops on SME statistics, industrial linkage and clustering. – Assessment of nationwide SME promotion policies and measures by use of implications from the “A” region’s case, and preparing recommendations to MOE <p>(c) Enterprise Coordination Department, Ministry of Economy and European Integration</p>
--	---

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 15 years experience in SME policies and promotion measures and up to 65 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p> <p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p> <p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p> <p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p> <p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p> <p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p> <p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p> <p>(f) what leave arrangements are suggested?</p> <p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p> <p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p> <p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p> <p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	<p>May 2004 – July 2004 (up to 3 months)</p> <p>City of Kiev and frequent visits to “A” region</p>

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

APPLICATION FORM FOR JAPAN'S TECHNICAL COOPERATION

1. Date of Entry: Day 23 Month 5 Year 2003
2. Applicant: The Government of Ukraine
3. Project Title: Human Resource Management in Public Administration
4. Implementing Agency: General Department of State Service

Address: _____

Contact Person: _____

Tel. No.: _____ Fax No. _____

E-Mail: _____

5. Background of the Project

(Current conditions of the sector, Government's development policy for the sector, issues and problems to be solved, existing development activities in the sector, etc.)

More than ten years has past since Ukraine declared its independence from the former Soviet Union in August 1991, and the country has long been struggling for economic decline and its transition from centrally planned economy to functioning market-oriented one. One of the major challenges for this reformation is to change the administrative system at both governmental and local level, in order to efficiently nurture vibrant activities of civil society and private sectors such as Small and Medium sized Enterprises (SME). Too much control and interference, or malfunction and lack of supporting system to the needs of private companies may hamper the healthy progress of the economic growth, and further slow foreign direct investment into the country, too.

It is hard to say, however, that efficient management over domestic and international economy has been realized so far, though the Ukrainian economy has recovered and showed growth in 1999. For realizing sustainable development of economy, capacity building of central and local governmental officials is strongly expected.

Given this situation, special training for Ukrainian experts in administrative bodies in Japan could give them opportunities for learning examples and know-how of Japanese experience, and management skills for realizing efficient administrative systems.

6. Outline of the Project

(1) Overall Goal

(Development effect expected as a result of achievement of the "Project Purpose" in several years after the end of the project period)

Public Administrating bodies, such as ministries, other governmental agencies and local municipalities are systematically developed enough to govern a democratic

society of market-oriented economy which realizes free, vibrant activities of civil society and private sectors.

(2) Project Purpose

(Objective expected to be achieved by the end of the project period. Elaborate with quantitative indicators if possible)

Human resources engaged in Public Administrating bodies, such as ministries and other governmental agencies gain practical knowledge of desirable functions of public administration in the society of market-oriented economy, and have skills to efficiently manage the activities of civil society and private sectors.

(3) Outputs

(Objectives to be realized by the “Project Activities” in order to achieve the “Project Purpose”)

- a) Directors and staffs in the department are equipped with basic knowledge of Japanese public administration systems, as one example of governing democratic society of market-oriented economy.
- b) Above-mentioned directors and staffs are capable of analyzing the current situation, problems and challenges of Ukrainian government, taking advantage of Japanese history and experience in civil servant management.
- c) Above-mentioned directors and staffs are equipped with practical skills to draw up strategic action plans of reforming governmental functions, making legislative environment and efficiently deploying the public servants.
- d) Concrete action plans of the reformation are drafted and disseminated to other governmental ministries by the above-mentioned directors and staffs, with the cooperation of Japanese experts.
- e) The department has a sustainable system to implement the above-mentioned action plans, and to monitor the progress of it.
- f) The department is able to implement in-house seminars for desirable governmental functions for its and other ministries’ staffs, and continue to propagate the ideas of governmental reformation.

(4) Project Activities

(Specific actions intended to produce each “Output” of the project by effective use of the “Input”)

- a) Technical training in Japan for above-mentioned staffs to acquire;
 - public administration system in Japan
 - civil servant system in Japan
 - Human resource management in Japan, discipline and ethics

- functional distinctions between central and local government, decentralization
- macro-economic analysis necessary for development planning
- administrative and fiscal reform
- privatization and deregulation in Japan
- etc.

- b) Dispatch of experienced Japanese advisor in public administration to Ukraine in order to analyze the current situation together with Ukrainian counterpart persons including ex-participants of the above-mentioned training in Japan.
- c) Task force team building in Ukraine to plan and implement the action plans of reformation.

(5) Input from the Recipient Government

(Counterpart personnel (identify the name and position of the Project manager), support staff, office space, running expenses, vehicles, equipment, etc.)

- a) Project team members from the department (4 to 5 members are desirable)
- b) Office and facilities for project activities
- c) Personnel expenses for Ukrainian staffs

(6) Input from the Japanese Government

(Number and qualification of Japanese experts, training (in Japan and in-country) courses, seminars and workshops, equipment, etc.)

- a) Technical training in Japan (for 10 persons per year, 3 times)(from 2004 to 2006)
- b) Dispatch of Japanese experts (number and duration are not fixed)
- c) Operational cost of project activities
- d) Personnel expenses for temporary staff for project activities (e.g. local consultant fees, etc.)

7. Implementation Schedule

Month 6 Year 2004 -- Month 6 Year 2007

8. Implementing Agency

(Budget, staffing, etc.)

9. Related Activities

(Activities in the sector by the recipient government, other donors and NGOs)

10. Beneficiaries

(Population for which positive changes are intended directly and indirectly by implementing the project)

11. Security Conditions

12. Others

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Moldova
for an expert, i. e., Management for mother-child health hospital
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

<p>1. Back ground Information</p> <p>This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be started. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).</p>	<p>The Republic of Moldova has been reforming medical health system, introducing a new medical insurance system and concept of market economy. However, the former Soviet style medical structure, which is highly clinically institutionalized, still remains in the present nation wide medical services.</p> <p>Development of cost-effective hospital management is vital to improve the medical and health services, which is based on primary health care. Considering vulnerable economic situations in the country, appropriate scale of replacement of medical equipment in each PHC level should be simultaneously planned and carried out.</p> <p>Since independence in 1991, the national birth rate has been decreasing, and the Republic of Moldova considers that this is a part of national security concerns. Sound development of mother-child health care is vital for improvement of this problem.</p> <p>The Republic of Moldova requests that the Government of Japan will dispatch a short-term expert for advice of appropriate hospital management in medical facilities in mother-child health.</p>
<p>2. Specification for the post.* (a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>Hospital management expert</p> <p>The expert will advise the Minister of Health regarding appropriate management of mother-child health care at hospital setting. Also, the expert will advise proper medical and health structure of mother-child health in terms of market economy.</p> <p>Ministry of Health</p>

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

(2)

<p>2. Specification for the post (Cont'd) (d) Qualification and experience required and approximate age limits (e) number of personnel required.</p>	<p>The expert should have experience and knowledge in 1) medical system in the CIS countries, 2) mother-child health care based on primary health care, and 3) hospital management skills.</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	
<p>4. Terms and conditions of appointment: (a) duration</p>	<p>Three months</p>
<p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p>	<p>Chisinau, Moldova</p>
<p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p>	<p>The expert will stay at accommodations with own expenses</p>
<p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p>	
<p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p>	
<p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p>	
<p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p>	
<p>(f) what leave arrangements are suggested?</p>	
<p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p>	
<p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p>	
<p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p>	
<p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Republic of Moldova
for an expert, i. e., Standardization in food processing industry (fruit/vegetable products)
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

1. Back ground information

This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).

Agriculture and agro-industry is the most important economic and industrial sector in Moldova. Food processing industry now occupies almost half the industrial production of the country. Processed foods and beverages including wine are the leading exporting goods from the country and function as valuable sources of getting foreign currency or of an economic development.

Even though many donors, regardless multilateral or bilateral ones, have contributed a lot to restructuring agricultural sector and increasing efficiency in cropping and harvesting, there is an urgent need for technical assistance in building up capacities of agro-industry SMEs and associations in relation to standardization of quality control, inspection, storage, packaging and labeling in their processing in order to meet with specifications of international-level standards. Particularly, consciousness and awareness for the importance of standard and quality control methods are still to be developed among agro-related SME people and relevant people in both public and private organizations. Concepts and necessary requirements for different international standards for processed foods, particularly in Asian and Japanese markets, and required technology to cope with those standards are to be transferred to the relevant people in Moldova.

To tackle with these issues, assistance in capacity building of food processing SMEs and relevant organizations in Moldova by a dispatch of Japanese expert on standardization in food processing industry, particularly of fruit and beverage products, is urgently needed. The Union of Agricultural Associations under the jurisdiction of Ministry of Agriculture and Food Industry would work as an implementing and coordinating organization for the Project.

<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Expert on standardization in food processing industry (fruit/vegetable products)</p> <p>(b) – Review of consciousness and activities of standardization and quality control of packaged (canned, bottled and filled in paper/plastic containers), processed foods such as juice, processed fruits and vegetables.</p> <p>– Knowledge and technical transfer of importance, effectiveness and concrete methods of quality control, which includes issues and technique for reservation, inspection, packaging and labeling of processed foods, particularly in reference to different standards in Asian and the Japanese market, through planning /organizing seminars/workshops held in Chisinau for relevant people in both public and private sectors.</p> <p>– Organizing and holding diagnosis and on-site consulting and training for food-processing plants and quality control/inspection facilities (organizations).</p> <p>– Developing proposals for integrated quality control/standardization system for food-processing industry in Moldova.</p> <p>(c) Union of Agricultural Associations, Ministry of Agriculture and Food Industry</p>
--	--

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 5 years experience in standardization/quality control in processed food industry and up to 55 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p>	<p>May 2004 – April 2005 (1 year)</p>
<p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p>	<p>City of Chisinau</p>
<p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p>	
<p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p>	
<p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p>	
<p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p>	
<p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p>	
<p>(f) what leave arrangements are suggested?</p>	
<p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p>	
<p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p>	
<p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p>	
<p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

(Draft)

Form A 1

**TECHNICAL COOPERATION
BY THE GOVERNMENT OF JAPAN**

PROPOSAL

By the Government of Republic of Moldova
for an expert, i. e., E-Commerce in Business Incubation Center
to the Government of Japan

Notes.- This form has been devised for the general guidance of Government agencies concerned (JAPAN) in order to facilitate the supply of relevant information and data necessary to afford an adequate appreciation of the nature of technical co-operation required. The careful completion of this proposal form will avoid much reference back and lead to speedier action..

<p>1. Back ground Information</p> <p>This section should show as precisely as possible the general nature of the project for which the expert is required, starting whether it comes within the Government's development programme. It is important to indicate whether the project is a new enterprise or whether it was started previously. In the latter case, any assistance received under other technical co-operation programmes (e.g. under United Nations auspices) should be stated. With regard to industrial enterprises, some impression of the size is important and the output and number of workers to be employed are useful indications. The type of process, make and age of industrial or scientific equipment with which the expert will be concerned should be specified. In the case of academic establishments, it is an advantage to know the number of annual intake of students, their level of attainment, numbers and status of existing staff and details of any research facilities and the level of research being undertaken (Copies of brochures, annual reports, financial statements, calendars, syllabus of instruction etc. should be attached where applicable).</p>	<p>Development and promotion of newly establishing SMEs through activities of Business Incubation Center has become an important issue for Moldova, because those centers could assist developing new entrepreneurs and also create opportunities for new jobs. Although there are several, newly emerging Business Incubation Centers in major cities in the country, e.g. Alfa in Chisinau and Impulse in Baltsey, most of them are still in infant stage and many aspects of their capacities are expected to develop and strengthen.</p> <p>Ministry of Economy stresses the importance of Business Incubation Center in its medium-term SME development plan, and concrete measures to build up the capacities of those organizations are to be organized and implemented. In the meantime, majorities of Moldovan SMEs are of service sector that includes wholesale and distribution businesses. In this respect, under a global information and communication technology (ICT) age, introduction and effective use of E-Commerce in emerging entrepreneurial activities are essential for their effective development.</p> <p>To tackle with these issues, assistance in capacity building of both Moldovan Business Incubation Centers and the Ministry of Economy by a dispatch of Japanese expert in E-Commerce is urgently needed.</p>
<p>2. Specification for the post.*</p> <p>(a) post title</p> <p>(b) duties for which the expert will be responsible. These should preferably be listed, and it is important to give as much detail as possible.</p> <p>(c) authority to whom expert will be responsible.</p>	<p>(a) Expert on E-Commerce in activities of Business Incubation Center</p> <p>(b) - Review of E-commerce issue/task in SME development and Business Incubation Center activities in Moldova. - Knowledge and technical transfer of importance, effectiveness and concrete methods of E-Commerce in SME promotion through planning /organizing seminars/workshops held in Chisinau for relevant people in both public and private sectors. - Organizing and holding 5-day training courses of E-Commerce for local entrepreneurs in at least 3 Business Incubation Centers in local areas. - Developing and conducting at least one pilot project that designs and establishes Homepage and DB system for E-Commerce for entrepreneurs who reside in one specified Business Incubation Center.</p> <p>(c) Department of SME Development, Ministry of Economy</p>

* It is essential that full particulars should be given. If the space provided is inadequate, they should be given on a separate sheet.

<p>2. Specification for the post (Cont'd)</p> <p>(d) Qualification and experience required and approximate age limits</p> <p>(e) number of personnel required.</p>	<p>(d) Minimum 5 years experience in standardization/quality control in processed food industry and up to 55 years old</p> <p>(e) 1 person</p>
<p>3. In the case of continuous projects, give name and particulars of understudy or counterpart who is to work with the expert</p>	<p>N/A</p>
<p>4. Terms and conditions of appointment:</p> <p>(a) duration</p>	<p>May 2004 – April 2005 (1 year)</p>
<p>(b) actual place of employment, nearest town and post office</p>	<p>City of Chisinau</p>
<p>(c) if living accommodation to be provided, state whether furnished or unfurnished, and whether suitable for married man with family:</p>	
<p>(i) daily allowance for food if accommodation only provided</p>	
<p>(ii) daily rate for accommodation and food if neither are provide in kind</p>	
<p>(d) daily and nightly rates of subsistence payable when away from base on duty</p>	
<p>(e) are costs of internal travel paid or car provided?</p>	
<p>(f) what leave arrangements are suggested?</p>	
<p>(g) extent to which free hospital and medical treatment is to be provided for the expert and his accompanying dependents, if any</p>	
<p>(h) shall the expert be exempted from the payment of income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any allowances to be remitted from overseas?</p>	
<p>(i) (i) shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of equipment, machinery, materials and medical supplies as well as personal and household effects belonging to the expert and his family, including one refrigerator, one sewing machine, one radio and other electrical appliances?</p>	
<p>(ii) In case a car is not provided to the expert by the host government, shall the expert be exempted from the payment of customs duties and charges of any kind imposed on or in connection with the importation of a car?</p>	

<p>4. Terms and conditions of appointment (Cont'd)</p> <p>(j) does host government undertake to indemnify expert in respect of damages awarded against him for actions performed in the course of his official duties?</p> <p>(k) approximate date on which the expert is required to arrive in receiving country</p> <p>(l) any other information</p>	
<p>5. Previous steps, if any, to fill the post; If any previous attempt has been made to fill the post from any external source (UN, Specialised Agency or other) please indicate:</p> <p>(a) to whom application was addressed, with date</p> <p>(b) result or present stage of negotiations</p> <p>(c) are other experts working in this area in associated projects or have there been experts working in this field previously? If so, are any reports by these experts available?</p>	
<p>6. Correspondence: Name, postal and telegraphic address of official to whom correspondence regarding this application should be forwarded</p>	

Signed _____

on behalf of the Government of _____

Date: _____

4. 入手資料リスト

ウクライナ国・モルドバ国プロジェクト確認調査 中小企業振興関連収集資料リスト

No	資料名称	言語	収集先・発行元
ウクライナ			
SME-U01	SMEに係る経済省報告	ウクライナ語	経済省SME振興局
SME-U02	Ukrainian Market Review, No4/2003	英語	DZI
SME-U03	Metal, No.4/2003	英語	DZI
SME-U04	Price Review of Ukrainian and World Commodity Market	英語	DZI
SME-U05	Metal-Forum of Ukraine-2003(パンフレット)	英語	DZI
SME-U06	Importers and Exporters of Ukraine 2006 (CD-ROM)	英語	DZI
SME-U07	Kiev Polytechnic Institute & UDLC	英語	キエフ工大(遠隔教育センター)
SME-U08	Ukrainian League of Industrialists and Entrepreneurs	英語	ULIE(在ウクライナ日本大使館)
SME-U09	Special Economic Zone in Ukraine (Zakarpattyaを含む)	英語	在ウクライナ日本大使館(経済省)
SME-U10	Ukraine: A Business and Investment Guide, April 2003	英語	Pricewaterhouse Coopers
SME-U11	Investment climate in Ukraine: Major legal and tax aspects	英語	Pricewaterhouse Coopers
SME-U12	EU-TACIS SME関連プロジェクト資料	英語	EU-TACISキエフ事務所
SME-U13	Position Paper on the SME Policy Making Process in Ukraine	英語	EU-TACISキエフ事務所
SME-U14	Terms of Reference "Improving SME Environment" TACIS 2000	英語	EU-TACISキエフ事務所
SME-U15	Management Information System Implementation in Ukraine (CD-ROM)	英語	EU-TACISキエフ事務所
SME-U16	EBRD Agricultural Press Releases 2002	英語	EBRD(キエフ事務所)
SME-U17	USAID Activities in Ukraine "Partnership 2002"	英語	USAIDキエフ事務所
SME-U18	BIZPRO, #10, April 2003	英語	BIZPRO(USAID)
SME-U19	BIZPRO Industry Specific Initiative, Food Industry Overview	英語	BIZPRO(USAID)
SME-U20	BIZPRO Industry Specific Initiative, Furniture Manufacturing Industry	英語	BIZPRO(USAID)
SME-U21	BIZPRO Industry Specific Initiative, Case of Textile Industry	英語	BIZPRO(USAID)
SME-U22	Taxation and Ukrainian Agriculture after 2004	英語	IERPC(USAID)
SME-U23	IFC Private Enterprise Partnership 2001-2002 Annual Report	英語	IFC(キエフ事務所)
SME-U24	Ukraine: Assessment of the Business Enabling Environment	英語	IFC(キエフ事務所)
SME-U25	www.vlasnasprava.info(My own business)	英語	IFC(キエフ事務所)
SME-U26	Western NIS Enterprise Fund(WNISEF) Annual Report 2002	英語	WNISEFキエフ事務所
SME-U27	Micro Finance Bank Annual Report 2002 (Draft)	英語	Micro Finance Bank
SME-U28	Agency for the Development of Enterprise in Kyiv	英語	ADE
SME-U29	Ukraine: Privatization investment Opportunities 2002 (CD-ROM)	英語	State Property Fund of Ukraine
SME-U30	Tendencies in the Development of Ukrainian Society (1994-1998)	英語	科学アカデミー-社会科学研究所
SME-U31	Project Proposal by the Institute of Sociology, NANU	英語	Institute of Sociology
モルドバ			
SME-M01	経済省組織図	英語	経済省国際技術協力局
SME-M02	Nota Informativa "Cu privire la Programul de stat de sustinere a micului business pentru anii 2002-2005"	モルドバ語	経済省SME担当次官
SME-M03	Hotarire nr 850 "Cu privire...、SME-02に同じ"	モルドバ語	(SME-02資料の法令版)
SME-M04	The state program for SME support 2002-2005	英語	(SME-02、03資料の調査団翻訳版)
SME-M05	The World Bank in Moldova	英語	世銀モルドバ事務所
SME-M06	世銀 News release No. 2003/357/ECA	英語	世銀モルドバ事務所
SME-M07	TACIS Moldova Summary of Projects under Implementation	英語	EU-TACISモルドバ事務所
SME-M08	Investment Guide for Southeast Europe	英語	MEPO(EU、GTZ編集・発行)
SME-M09	Franzeluta S.A.	モルドバ語・英語	Franzeluta(製パン会社社内)
SME-M10	Economic Trends Quarterly Issue Moldova (Sep-Dec 2002)	英語	経済省マクロ分析部(EU協力)
SME-M11	Forecast of economic development for 2004-2006 (preliminary)	英語	経済省マクロ分析部
SME-M12	同上 (Annex)	英語	経済省マクロ分析部
SME-M13	Annuarul Statistic al Republicii Moldova 2002 (CD-ROM)	モルドバ語	国家統計局
SME-M14	The Republic of Moldova in Figures 2002 (Short Statistical Book)	英語	国家統計局
SME-M15	Alfa Industrial Park	英語	Business Incubator ALFA
SME-M16	Business Incubator ALFA Business Plan	英語	BIZPRO
SME-M17	Project Short Description Business-Incubator "Impulse"	英語	ベルチ商会事務所
SME-M18	BIZPRO Moldova "Our Business Success Stories"	英語	BIZPRO(USAID)
SME-M19	Republic of Moldova 2002	英語	経済省貿易局
SME-M20	Cahul - orasbalnear 500 ani	モルドバ語	カフルFEMIDA
SME-M21	Dezvoltarea Businessului Rural	モルドバ語	ベルチ・インキュベーションセンター
SME-M22	Barza-Alba JSC Company Profile (Wine Sector)	英語	民営化庁(Raiffeisen Investment)
SME-M23	Aroma JSC Company Profile (Wine Sector)	英語	民営化庁(Raiffeisen Investment)
SME-M24	Vinuri-Ialoveni S.A. Company Profile	英語	民営化庁
SME-M25	Joint Stock Company "Viorica-Cosmetic" Company Profile	英語	民営化庁
SME-M26	Floare-Carpet S.A. Company Profile	英語	民営化庁
SME-M27	S.A. Molova-Tur Company Profile	英語	民営化庁
SME-M28	Joint Stock Company ZORILE Company Profile	英語	民営化庁
SME-M29	State Enterprise "Combinatul de Produce Alimentare din Balti	英語	民営化庁
SME-M30	民営化関連ドキュメント(CD-ROM)	モルドバ語・英語	民営化庁
SME-M31	Sustainable Tourism Development Strategy 2003-2015	英語	UNDP・観光局
SME-M32	Modova	英語	UNDP・観光局
SME-M33	The Wine Road in Moldova	英語	UNDP・観光局
SME-M34	The Wine Road in Moldova (ビデオカセット)	英語	UNDP・観光局
SME-M35	Harta Politico-Administrativa (地図)	モルドバ語	
SME-M36	Harta Territorial-Administrativa (地図)	モルドバ語	

保健医療分野入手資料リスト

ウクライナ

- 1 . Public Health in Ukraine (統計指標2000年、2001年) 出典：保健省
- 2 . Activity Fact Sheet 出典：USAID
- 3 . HIV/AIDS Program 出典：UNDP

モルドバ

- 1 . Public Health in Moldova 出典：保健省
- 2 . Towards a Healthy Future (National Health Policy) 出典：保健省
- 3 . Program to Promote Quality Perinatal Care in The Republic of Moldova 出典：UNICEF
- 4 . HIF (Health Investment Fund)プロジェクト機材リスト 出典：世銀